

平成18年第3回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成18年9月12日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 2時50分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	山居忠彰君	2番	北口雄幸君
	3番	伊藤隆雄君	4番	井上久嗣君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	小池浩美君	8番	柿崎由美子君
	10番	足利光治君	11番	遠山昭二君
	12番	岡崎治夫君	14番	山田道行君
	15番	田宮正秋君	16番	斉藤昇君
	17番	池田亨君	18番	牧野勇司君
	19番	菅原清一郎君	20番	中村稔君
	21番	神田壽昭君	議長	22番 岡田久俊君

欠席議員(2名)

9番	平野洋一君	13番	谷口隆徳君
----	-------	-----	-------

出席説明員

市長	田苅子進君	助役	相山愼二君
助役	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	杉本正人君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君

朝日総合支所長 城 守 正 廣 君 総務課長(併) 石 川 誠 君  
選挙管理委員会  
選挙課長

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市立土別総合 藤 森 和 明 君  
病院事務局長

教 育 委 員 会 長 佐々木 正 雄 君 教 育 委 員 会 長 朝 日 保 君

教 育 委 員 会 長 佐々木 文 和 君  
教 育 部

農 業 委 員 会 長 平 進 君 農 業 委 員 会 長 石 川 通 広 君  
会長職務代理者 農 事 務 局

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君 監 査 委 員 会 長 横 山 日 出 夫 君  
監 事 務 局

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君 議 会 事 務 局 長 藤 田 功 君  
議 会 事 務 課

議 会 事 務 局 主 幹 近 藤 康 弘 君 議 会 事 務 局 主 査 浅 利 知 充 君  
議 会 事 務 課

議 会 事 務 局 主 事 岩 端 聖 子 君  
議 会 事 務 課

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は20名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。9番 平野洋一議員、13番 谷口隆徳議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は9名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

16番 斉藤 昇議員。

16番(斉藤 昇君)(登壇) 2006年第3回定例会に当たり、一般質問をいたしたいと思いません。

質問の第1は、土別市行財政改革についてであります。その中でも特に財政収支の現状と見通しについてお尋ねをしたいと思えます。

夕張市の財政再建団体指定問題を初めとして、道内市町村の財政問題が大きな課題となり、総務省でも実態調査を行って、道内9つの自治体で17年度決算の是正指導がなされたと報道されました。私たちの土別市はこの調査の対象になったのかどうか、調査の対象になった自治体の状況と問題点についてどう考えているのかこの際お聞かせいただきたいと思えます。

土別市の全会計の17年度決算状況について明らかにしていただくのと、一般会計から特別会計や企業会計への繰出金と、その中でも繰り出し基準を上回っている会計と、繰出額についてその対策と見通しについてお聞かせいただきたいと思えます。

更に、公債費比率については、これまで起債制限比率を使っておりましたけれども、本年度から実質公債費比率が導入されました。従来までの起債制限比率とどう違うのか、その結果土別市はどう変化したのかもお聞かせいただきたいと思えます。

次に、土別市の財政収支不足がどのくらいの額になれば財政再建団体の指定を受けることになるのかもお示してください。

市立総合病院の17年度決算で、2億7,000万円の不良債務が発生しました。不良債務の合計は3億2,800万円になったのであります。従来までは不良債務を出さないように一般会計より新たな繰り出しを行ってまいりましたけれども、17年度はそれもできなく、近年にない不良債

務の額になったのであります。今年、18年度の市立病院の経営状況は6月議会の行政報告でも示されましたけれども、医業収益の減少が続いており、18年度決算も17年度を上回る不良債務の発生ではないかと危惧するものであります。更に、その赤字に追い打ちをかけるように、19年4月からは小児科医師の名寄市立総合病院への集約によって、一層の減収が余儀なくされるのではないのでしょうか。市立病院事業会計は独立採算の点から、幾ら不良債務が増大しても一般会計のように再建団体指定のような制度はないのかという声がございます。夕張市市立総合病院は40億円の赤字を抱え、地方公営企業法上の再建団体になることを決めたと報道されました。この地方公営企業法の再建団体についての説明と、本市はどう考えているのかもあわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

市長は、市立病院の不良債務が幾らになるまでは我慢できると考えていらっしゃるのか。市立病院が再建団体にならないとしても、病院の借金の返済は設置者である土別市が責任を負わなければならないのではないのでしょうか。5月に策定された土別市財政計画大綱の財政収支の状況を見ても、平成22年度には合併特例振興基金を除く基金はほとんどなくなるとしており、23年度以降はどうするのかは具体的に示されておりません。22年度までの計画には市立病院に対する新たな繰り出しも計画には入っていないのであります。これでは市立病院に手をつけなくて、赤字は放置したまま進んでいく、そう行革大綱でも言っていることになるのではないのでしょうか、見解を求めたいと思ひます。

更に19年度、今国の概算要求が発表されましたけれども、地方交付税の動向、これも2.5%の減額というような報道もございませうけれども、地方交付税の動向については19年度どう考えているのか、そして何よりも本市の財政見通しをより確かなものにするように、病院会計の健全化計画とあわせ、行財政計画の見直しをこの際急いですべきではないかと考えますが、見解を賜りたいと思ひます。

次に、本市の各種基金の現在の運用状況と現在額についてもお示しください。

合併特例振興基金が11億円ございませうけれども、この基金の具体的な活用策は何かということと、基金を一時借入金に運用して、銀行よりも安い利息で運用して、運用益を上げる努力をすべきでないかと私はたびたび申し上げてまいりましたけれども、これを具体的に一時借入金、一般会計との借入金、これに借りて運用する、そういう努力がなされているのかどうか、この際お聞かせいただきたいと思ひます。そうでなければ、この低金利の時代に11億円持っても、基金の運用益で事業をやると言っても、事業をやるだけの利息収入が入らない、そう思ひするのでありますけれども、具体的な答弁を求めておきたいと思ひます。

地方自治体の財政は、国の三位一体改革の中で地方財源が4.8兆円純減しているなど、今後も厳しさを増してくることが予想されます。財政再建団体というこの事実は夕張だけの問題ではなく、土別を初め他の市町村の問題でもあると認識することと、何よりも再建団体に転落しないためにも、情報の公開を初め、真剣になって行財政の見直し、これに当たっていくことが必要だと思ひますのでございませう。そして土別市民が安心して住み続けられる郷土をつくること、

それは行政、議会の大きな責任だと思うのであります。市長の見解を賜りたいと思います。

質問の第2は、障害者自立支援法の実施状況と10月からの課題についてであります。

本年4月からは医療費の改定によって、障害者にも医療費の有料化が実施されるなど、自立支援法といっても、これは非常に後退しているのではないかと。さまざまな障害者団体からも見直しの声が上がっているのをごさいます。本年4月からの、実施されている内容と状況、これらについて、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

そして、今度はこの10月から授産施設などで利用する施設を利用する場合には、利用者には負担、原則1割の負担金を、利用料をいただくということになっておりますけれども、土別の愛成会が運営している、ふれあいセンターで運営している授産所1つとってみても、利用料を取られると、もう作業をやっている一月の賃金にも満たない、賃金はそれ以下になってしまう、こういう状態になるのでごさいます。土別の小規模作業所である朝日地域共同作業所や社会福祉法人の土別愛成会、これらの作業に当たる障害者は、利用料は取られるのかどうか。旭川市で何かは、共同作業所に対する利用料、これは市で補助をして、今までどおりやっていく、こういう施策も打ち出しているのをごさいます。土別はどうか、有料になるとすれば市の助成策を考えるべきではないか、こう思ひますけれども、見解を賜りたいと思ひます。

更に、この10月からは障害程度区分を認定するということになってごさいます。障害の持っている度合いを6区分にいわば区分する。その審査会がつくられていると思ひますけれども、審査会の活動状況はどうか、この10月からすぐに区分をできる状態になっているのか。また障害の程度、区分の軽い方、この人たちは今入っている施設を出なければならぬ。グループホームでありますとか、そういうところにつくって入るようにしなければならぬということもごさいますけれども、土別にあるつくも園などの実情はどうか、この点もお聞かせください。

更に、障害程度区分を受けていない障害者が家庭の都合で急遽サービスを利用しなければならぬときはどうするのか。施設などはすぐに入ることができるのかどうか。この点もどうお考えになっているのかお聞かせください。

更に、10月から実施される地域生活支援事業について。地域生活支援センター事業で、事業をどこに設置するのか。聞くところによると、朝日の共同作業施設、これを生活支援センターにするということのようだけれども、それはそれとしていいでしょう。同時に、この土別にももう1カ所つくって、朝日、土別の2カ所は必要ではないか、こう思ひけれども考え方を聞かせください。

更に、この18年度で障害者福祉計画を策定することになっておりますけれども、今の進行状況はどうなっているのか、これも聞かせください。

そして特に、この障害者福祉計画の策定に当たって、北海道は施設入所者を今後5年間で14%、1,700人減らす計画でごさいますけれども、こうなりますと、土別のつくも園なども対象になると思ひけれどもどうお考えなのか。そして土別市の障害福祉計画にも、この道の意向

に沿った施設入所者の削減を盛り込むお考えなのかどうか、この点も考え方をお聞かせいただきたいと思います。

質問の最後は、福祉灯油についてでございます。

士別市は過去2回にわたって、福祉灯油の実現をされてまいりました。低所得者の人たちにも大変喜ばれてまいりました。17年度の福祉灯油の実施されたそのときよりも価格は上昇し、これから冬に向かって灯油の上昇は避けられないのではないかと、こうも言われておりますけれども、福祉灯油のこれまでの実施状況と、そして灯油価格の現状、ぜひこの冬も低所得の方々に福祉灯油の実現を求めて、一般質問を終わるものであります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 齊藤 昇議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から士別市行財政改革に関する質問のうち、道内自治体の財政問題、及び病院事業会計、並びに福祉灯油に関する答弁を申し上げ、士別市行財政改革に関する質問のうち、全会計の財政収支及び地方交付税等の見通しにつきましては総務部長の方から、また障害者自立支援法の実施状況につきましては保健福祉部長から、それぞれ答弁を申し上げることにいたします。

本年6月に明らかになりました夕張市に端を発した道内自治体の財政問題、新たな財政指数として用いられることとなった実質公債費比率、更には本市の市立病院の実態を踏まえた上で、市全体の会計の状況や今後の財政運営について、幅広い観点でのお尋ねでありました。

まず、これまで新聞報道でなされております道内自治体の財政問題について申し上げますが、夕張市の財政問題を重視した総務省が、各都道府県を通じて、全国自治体の実態を調査した結果、道内9自治体で一時借入金などの不適切な財務処理の疑いがあるとされ、最終的に8市町村において17年度決算の是正指導がなされたと報道されました。

この調査の対象となった団体についてであります。北海道の場合、1つには全会計を通じた一時借入金残高がピーク時において標準財政規模の50%以上の団体、2つには普通会計の歳出総額に対する貸付金の割合が10%以上の団体、3つには普通会計の歳出総額に対する貸付金の総額が10億円以上の団体、この3項目に該当する24自治体について聞き取り調査がされたものであります。

その結果、ただいま申し上げました8市町に是正指導がなされたと報道されておりますが、本市におきましてはピーク時の一時借入金が31億円であり、標準財政規模の31.5%、貸付金については6億8,000万円、歳出総額に占める割合は4.2%であり、いずれの項目にも該当しないことから、調査対象団体にはならなかったところであります。

また本年度の、従来の起債制限比率にかえて、連結決算の考え方を一部に反映させ、より自治体の全体的な財政状況をあらわす実質公債費比率が導入され、一定以上の数値となった場合には財政破綻のおそれがあるとして、起債の借入れが制限されることとなり、北海道の公表によりますと、札幌市を除く道内179自治体のうち、9自治体が起債制限の対象となったとこ

るであります。本市におきましては、制限の数値を下回っていることから対象とはならなかったところであります。

次に、現在の病院事業会計が抱えるさまざまな課題を危惧されて、一般会計を含めた市財政の破綻につながるのではないかとのお尋ねであります。

現行の制度の中では一般会計の実質収支に重点を置き、実質収支の不足額が標準財政規模の20%を超えた場合に、地方財政再建特別措置法を準用した財政再建団体の指定を受けなければほとんどの起債が制限され、自主的に自治体独自の行政運営が不可能になるものでありまして、本市の場合、約18億円を超える実質収支の不足が生じた場合には財政再建団体の対象団体となるものであります。

さきに策定をいたしました財政健全化計画の財政試算では、今後何も対象を講じない場合には平成22年度までの収支不足を約23億円と推計いたしましたが、さまざまな健全化策のほか、基金からの繰り入れなどを講ずることにより、厳しい財政状況ではありますが、現行制度の中では財政再建団体への転落は避けて通ることができるものと考えております。

しかし、この財政推計では17年度以降の病院の収支不足については、病院事業会計の経営改善によることといたしているところではありますが、お話のように17年度の病院事業会計の決算では、単年度で約2億7,000万円の不良債務が生じたところであり、行政報告でも申し上げましたように、今後も非常に厳しい病院経営になるものと考えています。

病院経営は、地方公営企業法に基づき経営されておりますが、原則として繰り出し基準によって一般会計が負担すべきもの以外は病院経営に伴う収入で賄うこととされているほか、事業年度において欠損金が生じた場合にはこれを次年度に繰り越すこととされており、一般会計のように収支不足分を、翌年度の歳入を繰り上げて充用するといった手法を講じる必要がなく、したがって会計処理の上では、いわゆる赤字決算が認められてはいるものであります。

ただ、こうした状況は健全な経営でないことからこの改善に努めなければならないわけではありますが、その選択肢として自主再建、自主健全化による方法のほかに、営業収益に対する資金不足の割合が10%を超えた場合に、自治体の任意の申請により経営健全化の基本方針、改善合理化のための具体的な措置、各年度の不良債務解消計画などについて定め、経営健全化団体の指定を北海道から受けて健全化を進める方法、更には不良債務、または実質赤字を有する場合にあっても同じく任意の申請によって地方公営企業法に基づき議会の議決を得た後に、総務大臣から準用再建企業の指定を受け、健全化を進めるという選択肢もあるところであります。

仮に、国・道の指定を受けた場合には、この計画を変更する際などには国や道の承認を受けなければならないもので、実質的に経営そのものにも制限がなされ、医療サービスの低下につながる可能性もあるところでありまして、更に不良債務のおおむね3分の2の額が一般会計からの繰り出し基準額に加えられることとなりますので、一般会計の負担が増加することから、本市全体の行財政運営においても多大な影響を受けることになるわけであります。

現段階では病院経営の改善は自主再建によるものとして、再建計画の策定を急いでいるとこ

るであります。小児科診療体制の見直しなど、今般の急激な病院経営環境の変化もあり、この策定に当たって、十分な検討を図ってまいりたいと考えておりますし、場合によってはこのたび策定をした土別市行財政改革大綱実施計画、財政健全化計画についても見直しをいたさなければならぬものと考えております。

さきに申しあげましたように、本市の場合は一連の新聞報道でなされましたような実態にはございませんが、決してそのことに安堵するものではなく、今後の地方交付税の動向、あるいは補助金の見直しなどに大きく左右される本市の財政状況、更には不測の事態に備える体力も乏しい現状を十分認識した上で、一般会計だけでなく、他の会計の財政状況も十分踏まえて、慎重な行財政運営に当たってまいりたいと考えております。

特に、今後の病院経営はただいま申し上げてまいりましたように、本市の行財政運営において、当面する重要かつ最大の課題と考えておりますので、この改善には最善を尽くしてまいりたいと存じますので御理解を賜りたいと存じます。

次に、福祉灯油についてお尋ねがございましたが、福祉灯油につきましてはお話のように、過去に3回臨時的に実施をした経緯があります。1回目は昭和49年の第1次オイルショック、第2回目は平成2年の湾岸戦争に伴う灯油価格の高騰した折、3回目は近年の中国やインドの経済成長などに伴い、原油価格の上昇に伴う灯油価格の高騰によって、低所得世帯に与える経済的負担が大きいことから、その影響を軽減するべく平成17年度限りの緊急的措置として、価格上昇分の暖房用燃料の一部を福祉灯油として支給したものであります。

支給対象者は土別市社会福祉協議会が決定をした平成17年度歳末助け合い慰問金支給対象の要保護世帯で、社会福祉施設入所者及び生活保護世帯は除外をしており、支給内容は1世帯につき灯油200リットルを灯油券による現物給付として、民生委員を通じて対象者に交付したところであります。なお、土別灯油部会から寄贈のありました灯油3,000リットルにつきましては、この事業に充当しております。

そこで今年度につきましては、灯油価格が高騰しておることから、昨年に引き続き福祉灯油を実施できないかとお尋ねであります。

市内における灯油価格の状況につきましては、昨年9月から12月までは平均74円程度で推移をし、本年1月には平均で77円70銭、2月から7月までは平均で83円程度、8月には87円20銭となっており、昨年の12月と比較をいたしますと13円90銭、約11.9%上昇しており、今後需要期に入りますが、原油価格は高騰で推移することも予想しております。

このように、灯油価格の上昇は低所得世帯の家計に大きく影響してまいりますことから、福祉灯油につきましては今後年末に向けて各種の動向、あるいは需要期の価格の推移も見守りながら、実施の方向で検討をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から全会計の財政収支、及び地方交付税の見通しなどについてお答え申し上げます。

初めに、平成17年度の全会計の決算状況であります。

合併前の4月から8月分も含めた通年ベースでの決算数値で申し上げますが、一般会計では18年度予算執行における補正財源なども考慮し、約3億4,000万円の基金取り崩しにより、歳入歳出差引約2億5,900万円の黒字決算となり、18年度への繰り越し財源を差し引いた実質収支では約2億5,300万円の黒字となるものと考えております。特別会計につきましては、老人保健事業特別会計において約3,600万円の収支不足となりましたが、本不足分については18年度に精算交付される国の負担金によって補てんされるもので、実質的に収支均衡にあり、残る9特別会計につきましても、黒字あるいは収支均衡となるものと考えております。

また、本定例会で、決算認定の提案を予定いたしております病院事業会計、水道事業会計につきましては約3億8,700万円、及び約2,100万円の当年度純損失が発生するとともに、病院事業会計における17年度末の不良債務額は約3億2,800万円となるものであります。

次に、実質公債費比率についてであります。

具体的に申し上げますと、これまで起債制限比率の算出に用いられていた一般会計の元利償還金に加え、特別会計、企業会計、一部事務組合が支払う元利償還金のうち、繰出金による一般会計負担分や公債費に準ずる債務負担行為を算入することとされたものであり、その数値が18%以上の団体は地方債借り入れにおいて、公債費適正化計画を策定した上で、従来どおり許可を要することとされ、25%以上の団体については一般単独事業などが制限され、35%以上の団体については災害復旧などを除くほとんどの事業について制限されることとなったところであります。

本市においては16.6%と制限の数値を下回っておりますし、今後においても減少傾向にあるものと考えております。ただ、公営企業会計においては、営業収益に対する資金不足の割合が10%を超えると健全化計画を策定した上、許可を要する団体とされるものでありますが、病院事業においては、17年度決算において7.6%となっており、現状の収支状況のまま推移すると10%を超える可能性があるところであります。

更に、現在総務省では夕張市の問題を踏まえ、現行の財政再建制度を見直し、地方自治体に対する再生型破綻法制を急いでおり、本年8月に新しい地方財政制度研究会を立ち上げたところであります。この研究会においては、公営企業、公社、第三セクターも含めた負債も加味し、自治体の財政状況をより正確にとらえる新たな指標を開発するとされており、9月中にも中間報告がなされるようではありますが、この内容によっては大きく行財政運営を見直さなければならぬケースも想定されるところでありまして、この動向にも注視してまいりたいと考えております。

次に、明年度の地方交付税の動向についてであります。

先月明らかになった総務省の概算要求では、地方への交付ベースで、本年度と比較して約

4,000億円、率にして2.5%減の要求となっているところであります。この要求に当たっては、総務省では19年度の地方財政収支の仮試算を行っており、この試算によりますと、本州の大都市を中心とした全国的な景気回復基調を考慮し、地方税等で1兆円の増収を見込んでおり、税収が伸びる自治体がふえることが考えられ、不交付団体などが増加する一方、地方財政計画上の歳出が前年度と同額とされていることから地方税収の不足分を補う地方交付税はマイナスの要求になったものと考えております。

国は、19年度においては構造改革に関する基本方針2006に基づき、地方税、地方交付税などを合わせた地方一般財源総額を確保することとしており、本市にあっては、現段階では普通交付税の大幅なマイナスにはならないものと考えておりますが、特別交付税にあっては、17年度に算入された合併支援措置分が段階的に減じられるほか、全国的な災害の状況によっては大幅に減額することも、その可能性はあるものと考えております。

そこで、全会計を通した今後の見通しであります。

財政硬直化を示す経常収支比率は、17年度においては94.2%と、依然として高い数値であることや、今後の地方交付税、あるいは市税収入を推計したとき、非常に厳しい状況にあるわけではありますが、全会計を通して考えた場合においても、一般会計から特別会計、企業会計に対する繰出金は17年度決算統計ベースで申し上げますと、全体で約21億3,400万円と多額になり、そのうち特に下水道事業、介護サービス事業については、一般会計からの繰り出し基準を上回る繰り出しを余儀なくされており、その額も2億円を超えておりますことや、病院事業においても大きな問題を抱えていることから、これら会計については本市行財政改革大綱実施計画に基づき、それぞれ会計ごとの財政健全化計画を策定することとなっております。

また、本市の基金についてのお尋ねがございました。

国民健康保険や介護保険事業にかかる基金や土地開発基金を除き、一般的に財源不足を補う財政調整基金とその他特定の事業を行うための財源とする目的基金についてお答え申し上げます。

昨年9月、合併時点での基金残高は財政調整基金約8億6,700万円、目的基金で6億8,500万円、基金全体で15億7,400万円でありましたが、新市において財政調整基金2億円、目的基金7,000万円の計2億7,000万円を取り崩し、17年度末基金残高は全体で13億2,700万円となったところであります。18年度予算においては、財政調整基金で3億3,000万円、目的基金で1億8,700万円の繰り入れを予算計上いたしておりますが、最終的には今後の特別交付税、あるいは市税などの動向にもよりますけれども、試算においては一定額の繰り入れ停止を見込み、17年度末残高は、財政調整基金で約4億7,000万円、目的基金で約5億2,000万円、これに合併上の国の優遇として積み立てをいたす合併特例振興基金11億円を加え、全体で約21億円の残高となる見込みにあります。

そこで、現在の病院の経営状況を踏まえ、本年5月に策定した財政健全化計画との関係であります。この計画では22年度までの計画期間中の収支不足23億円に対し、健全化策を講じた

後であっても、不足する額を基金の繰り入れによることとして試算をいたしたところであり  
ます。その結果、財政調整基金にあっては、22年度末でほとんどなくなるものと試算をいたして  
おりまして、言葉をかえますと、計画期間中に基金からの繰り入れによらない財政構造の構築  
をいたさなければならぬものでありますが、仮に病院経営の自主健全化が不可能で、長期的  
にわたって一般会計が収支不足分を負担するといった場合には、基金での対応は難しいことか  
ら、計画そのものについても見直さなければならぬものと考えております。

また、基金を有効に活用するとの観点から、銀行からの一時借入金にかえて基金の振りかえ  
運用についてのお話がありました。

このことは第1回定例会で斉藤議員から御提言があったところでありますが、合併により運  
用資金がふえたことや、最近の金利情勢を考慮し、18年度からは一時借入金にかえて、一部基  
金の活用をいたしており、利息相当分として年間200万円程度の経費の節減が図られるもの  
と考えておりますし、今後合併特例振興基金11億円についても積み立てますことから、この運用  
などについても検討し、有効に活用してまいりたいと存じます。

最後でございますけれども、合併特例振興基金の具体的活用についてのお尋ねがございま  
した。

合併特例振興基金につきましては、基本的には基金の運用益をもって合併市町村の、地域住  
民の一体感の醸成などの事業に充てることとされておるわけでありまして、現段階では5年  
ものの定期などで1%を超えるものもありますので、この運用によって一定程度の運用益を確  
保し、合併特例区の制度が終わった後などには、こうした事業などの財源としても充てていき  
たいと、こういったことも合わせて検討を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願  
いしたいと思います。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から障害者自立支援法の実施状況についてお答えをい  
たします。

障害者自立支援法につきましては、本年4月から一部実施されておりますが、さまざまな福  
祉サービスを組み合わせて、総合的に障害のある方々の地域での生活を支援する新しいサービ  
スの内容につきましては、1つには障害程度が一定以上の方に、生活上または療育上の必要な  
介護を行ったり、身体的または社会的なリハビリや就労につながる支援を行う障害福祉サービ  
ス、2つには育成医療、更生医療、及び精神通院公費の受給を行う自立支援医療。3つには補  
装具の購入や修理にかかわる費用が支給される補装具費の支給。4つには市町村が障害のある  
方々を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行う地域生活支援事業の4つに分類  
されております。

これら4つの事業につきましては、施行時期が異なっており、自立支援医療につきましては、  
本年4月から既に実施され、精神障害者の通院公費負担の利用は325件、また更生医療の利用

は55件となっておりますが、今後におきましても、該当する障害者に対しましては随時申請を受け付け、事業を実施してまいります。

また施設入所、ホームヘルプサービス、グループホームなどを利用する障害福祉サービス、義歯、補聴器、車いすなどの給付や修理などを支援する補装具費の支給及び相談支援事業、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付、地域生活支援センターなどの事業を行う、地域生活支援事業につきましては、この10月から施行される事業でありまして、現在それぞれの事業が円滑に実施できるよう準備をいたしているところであります。

次に、利用者負担についてであります。今までの支援費制度ではサービス利用者本人の所得に応じて利用者負担額が決定されておりましたが、障害者自立支援制度では応益負担の考え方から福祉サービスの利用事情に応じ、原則1割負担をしていただくこととなっており、サービス利用者世帯が課税世帯か非課税世帯かによって利用者負担額が決定されることとなりますが、負担がふえ過ぎないように1カ月当たりの負担上限額設定や各種負担軽減制度を設定されております。

そこで、支援費制度を障害者自立支援制度との利用者負担額の違いであります。例を挙げますとホームヘルプサービス利用者の場合、支援費制度では障害者本人の障害年金収入のみという方が主で、所得額も少なく、その所得で利用者負担が決定されるため、負担額は無料の方がほとんどでしたが、障害者自立支援制度では利用したサービスに応じ、原則1割を利用料として負担することとなります。例えばホームヘルプサービスの家事援助を週1回、1時間の利用をしますと、月4回の利用でサービス費の基準額が150単位となっておりますことから、総額6,000円に対しての1割負担では月額600円の利用者負担となり、また同じ回数、時間を身体介護で利用いたしますと、基準額が400単位となっておりますことから、総額1万6,000円に対しての1割負担では月額1,600円の利用者負担となります。支援費制度の利用者負担と比較いたしますと、利用者にとりましては負担が増すこととなりますが、サービスを利用した障害者と利用できない障害者間の公平、また利用者を含めみんなで費用を負担し、支え合う制度でありますことから、福祉サービスを利用されておられる方々、また今後利用を希望される方々に対しまして、制度の趣旨を十分に説明し、御理解をしていただいた上で、福祉サービスを利用させていただくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、障害程度区分を認定する審査会の設置についてであります。このことにつきましては、土別市、和寒町及び剣淵町の1市2町で共同設置することとし、土別地域介護認定審査会の中に障害認定審査行う合議体を新たに設置するため、さきの6月議会におきまして規約の一部改正の議決をいただき、4月1日付で委員の委嘱を行ったところであります。

なお、委員の構成につきましては5人とし、職種としましては医師、保健師、社会福祉士、障害者相談員、及び障害団体から選任いたしましたところであります。

次に、障害程度区分についてであります。障害の度合いを区分1から区分6の6段階に区分することとなりますが、現在認定調査員が認定調査及び概況調査を実施しており、調査結果

に基づき、コンピューターによる1次判定を行い、その後1次判定結果と医師意見書及び認定調査特記事項を踏まえ、審査会において2次判定をすることになります。10月からの新制度への移行に向けて、障害程度区分を決定しなければならないサービス利用者は、現在居宅サービスを利用している方々が対象となっており、本市では32名が該当し、既に申請書も提出され、今月中に障害程度区分を決定することとしております。

そこで、障害程度区分を受けていない障害者や介護者などの冠婚葬祭や入院などで居宅サービスを急遽利用しなければならない場合においては、障害程度区分をみなし決定し、サービスの提供を行い、その後審査会において障害程度区分の決定を行うこととなっております。

なお、施設入所者、通所者につきましては、事業者が自立訓練、就労移行訓練等の新体系に移行した場合、審査会において障害程度区分の決定が必要となりますが、各事業所に移行の確認を行った結果、5年間の経過措置があり、10月の段階で新体系に移行する事業所がないことを確認しておりますが、今後移行する事業所が出てきた場合は、速やかに障害程度区分の決定をしていくことにいたしております。

この障害程度区分の決定は、障害者にとりまして大変重要なことと認識をいたしており、審査会の委員には道が主催する研修会も受講していただいておりますが、今後におきましても認定調査員及び審査会委員の研修等も必要に応じ実施し、不公平のない程度区分の決定を行ってまいりたいと考えております。

次に、本年10月から新たに創設される地域生活支援事業についてであります。この事業の中の1つに、地域生活支援センター事業があり、これは市町村の必須事業でありまして、1カ所以上設置しなければなりません。市としましては朝日地区にあります知的障害者の朝日地域共同作業所が、現在道の運営補助を受けながら実施しておりますが、この事業が9月に廃止されますことから、10月からは新制度であります地域活動支援センターに移行して運営してまいりたいと考えております。

また、市の単独事業で名寄市にあります道北福祉会に委託して実施しております精神障害者の地域生活支援事業の新制度への移行、更には現在社会福祉法人土別愛成会からも地域活動支援センターの設置について要望書が提出されておりますことから、これらの取り扱いについても、今後関係法人与十分協議をしてまいりたいと考えております。

なお、朝日地域共同作業所を地域活動支援センターに移行した場合の利用者負担についてありますが、この作業所は障害者の創作活動、または生産活動の機会の提供や社会との交流の促進を目的とし、更には相談業務が主でありますことから、利用料は発生しないものと考えております。

また、土別愛成会が運営しております2つの小規模通所授産施設につきましては、現在利用されている障害者の方々が新体系への就労移行支援、就労継続支援に移行できる状況ではないとの判断もあり、当面は小規模通所授産施設運営補助金を活用し、運営していくこととありますので、現行の利用者負担につきましては食費1食150円、及びテッシュペーパー、茶菓

などを購入するために、共通経費月額500円の負担をしていただいておりますが、作業所が新体系に移行した場合は、原則1割の利用者負担が発生することになります。

次に、障害福祉計画の策定についてであります。この計画は平成18年度中に策定することが義務づけられており、現在計画策定に向け準備をいたしているところであります。国及び道から示されております施設利用者及び長期入院等されている障害者の5年間の推計が出され、平成23年度までに全国単位で7%、また全道単位では14%の障害者が地域においての自立生活を目的に対処するなどの目標値となっております。本市における障害者の現状、また受け入れ側の体制などを考慮した計画が必要と考えております。

立ちおけている精神障害者に対するホームヘルプサービスの充実を図り、必要なホームヘルプサービスや希望する障害者に日中活動を保障すること、グループホームなどの充実を図り、施設入所、入院から地域生活への移行を推進すること、及び福祉施設から一般就労への移行等を推進することなどを計画しなければなりません。現在市と障害者団体及びボランティア団体などで構成しております土別ふれあいネットワークが設置されておりますので、その中でより多くの障害者及び関係者の意見を聞き、その意見をもとに数値目標を設定するなど、実効性のある障害福祉計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げます。答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 2番 北口雄幸議員。

2番（北口雄幸君）（登壇） 第3回定例議会に当たり、一般質問通告書に基づき市役所の組織機構について、及びインターネットを駆使した観光PRについてを質問したいと思います。

まず、市役所の組織機構についてですが、土別市役所は平成8年4月地方分権社会に向け、土別市の独自のまちづくりを進めるための政策の立案、調整機能を強化し、高齢化社会に求められる保健・福祉部門の連携強化、さらに柔軟な組織体制をつくり上げ、行動型、政策開発型の自治体運営をするため、スタッフ制を導入して、組織の活性化を図り、地方自治体の目的である住民福祉の向上を目指すとして、組織機構の改革を実施しました。改革のポイントは1つに事務分掌の見直し、2つに各部に次長職の政策担当者の配置と政策審議室の設置、3つに部・課などの再編、4つにスタッフ制の導入であります。

この中で、特に議論となったのはスタッフ制の導入についてであり、平成7年8月の提案以来、半年以上に及ぶ議論を経て、行政側やあるいは働く労働組合としても、それぞれ先進地視察を行う中で、導入に踏み切ったという経過がございます。当時私は一職員、そして労働組合の役員として、理事者の提案を冷静に受けとめていましたが、各職場からは組織が変わることへの疑問や不安の声が多く出され、労働組合としてもそれらの声を率直に理事者にぶつけ、先進地視察を行いながら組織改革の必要性を再認識し、1つに住民ニーズに即応できる体制、2つに常に仕事の見直しができる体制、3つに民主的な職場議論ができる体制、これらの3つが重要であることを認識し、議論を進めてきました。これらの議論の中で、組織に対する基本理念を持つことが重要であることを理解し、先進地視察先である甲府市における組織に関する基

本理念を参考にしました。

その基本理念を御紹介しますと、組織がより住民福祉の向上を目指して活動していくためには、目標と方針を設定し、長期的視野と機動性をもって進めていくことが重要である。目標のない組織は形式的に整っていても、それは組織とは言えない。目標と方針を立て、それを組織に浸透させ、組織を挙げて達成に努めるものでなければならない。しかし、本来組織はその目標を達成するために刻々流動する客観的条件をいち早く適切に対応していかなければ、住民福祉の向上に寄与することはできない。このような基本理念に立脚し、迅速性、機動性の発揮により、目標の達成を図り、住民福祉に貢献できる組織が運営されるべきであると定めているのです。つまり組織はその時代時代に応じた住民ニーズに対応するため、絶対普遍的な組織はあり得ず、常に組織の見直しを進めることが重要であることを教えられたのです。

このような議論の中、平成8年4月から組織改革が行われ、10年が経過しました。組織改革から10年が経過し、改革による成果と課題をどのように感じておられるのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

また、昨年9月の旧朝日町との合併からも1年が経過し、合併による組織は比較的スムーズに移行されたものと思いますが、総合支所としての旧朝日町についての組織のあり方については、合併協議会でも議論されましたが、旧土別市における組織のあり方については、議論されていない記憶をしております。合併を1年前に控えた一昨年11月、職員に向けての合併説明会の席上で、私は合併に当たりこの際組織機構についても議論すべきではないだろうかとの御意見を申し上げたのですが、残念ながら現助役であり、当時の相山総務部長からは具体的な答弁は得られませんでした。私は、さきに申し上げたとおり、組織は住民のニーズに応じてその都度変えていく必要があるということを確認しており、合併により大きな変革を求められた今こそ、組織のあり方についてみんなで議論する必要があると思いますがいかがでしょうか。

10年前の組織改革では全国に先駆け、スタッフ制を導入いたしました。スタッフ制の導入に当たっては、課長を中心とした職場体制を確立し、管理職の権限と責任を明確にし、職場長としてのリーダーシップを発揮できる体制をつくること、当時配置していた課長補佐を配置せず、他の専門的業務を担当する主幹については当面必要に応じて配置することができるが、できるだけ組織の簡素化に努める、この2点を確認しております。つまり、せっかく組織を改革するのだから組織についても簡素化し、意思決定が迅速にできる体制を確立しようということで、当初の提案でありました課長補佐の廃止や、あるいは統括と担当という主査の二重配置にも反対したのであります。ところが、今担当職が決裁を受けるとき、主査、主幹、課長、次長、部長、助役、市長と、7つもの決裁が必要になっており、次長や部長が出張や休暇等で不在のとき、その決裁箱はあふれんばかりになっております。

私は、地方分権社会の到来や住民ニーズの多様化に当たり、迅速な意思決定は不可欠であり、厳しい地方財政を考えたとき、組織の簡素化は避けて通れない議論だと思っています。そこで主幹職の配置については大きな制度改正や重要な案件が発生したときなど、課の専門的業務を

担当するときに限定すべきと考えていますが、いかがでしょうか。

また、次長職については、ほとんどの次長が課長と兼務をしている状況なので、この際廃止すべきと考えますが、いかがでしょうか。

更に、組織を活性化し、やる気の出る職場をどうつくるかということについては、大変重要な課題であり、当時もいろいろ議論をしました。その結果、管理職や担当職員については異動希望制度を導入し、本人の意思を尊重しつつ、適材適所の配置をしているものと思っています。しかし、管理職に異動希望制度はなく、必ずしも適材適所にはなっていないと思っております。更に異動期間についても、年々長くなっているのではないのでしょうか。確かに、より専門性や経験を追及すると長くなることはやむを得ないと思いますが、長くなることにより仕事についてのやる気が薄れ、経験を重ねることによりその担当者に任せきりになり、チェック機能が働かないなどの懸念も指摘されています。私は定期的な異動により、組織を活性化することが重要であると思っていますし、あわせて幹部職員、とりわけ部長や次長職の異動も定期的に行うことがより活性化すると思いますが、いかがでしょうか。

次に、インターネットを駆使した観光のPRについてを質問したいと思います。

総務省の調査では、平成16年度末でインターネットを利用している人は全国で7,947万人、普及率は62.3%となっています。つまりこれだけ多くの方がインターネットを利用しているということは、インターネットによる情報を収集しているということになります。私もさまざまな情報をインターネットで収集していますが、とりわけ旅行へ行くときやイベント情報などは必ずチェックするようにしております。

士別市ではIT社会の到来を見据え、情報発信に努めており、各職場の情報もできるだけホームページに掲載し、わざわざ市役所に行かなくても情報を収集できる体制をとっていますが、残念ながら観光に関する情報、とりわけ市外の方に発信する情報については少ないと言わざるを得ません。今の体制ではこの程度で仕方ないのかもしれませんが、より多くの方に士別を訪れていただこうとすれば、もっと観光に関する情報をより見やすく、より多く発信する必要があると思います。そこで市民に発する情報と市外の方に発する情報を区別し、市外の方に発する情報についてはホームページの企画や、あるいは作成を専門の業者に依頼してはいかがでしょうか。

市の商工労働観光課の調査では、昨年1年間で世界のめん羊館や羊飼いの家を訪れた外国人は、ツアー客だけで18団体、577人が訪れております。これらの方々は、現在の士別市のホームページでは、日本語でしか表記がされていないため、事前の情報や、あるいは事後の情報を得ることは困難であります。旅行などへ行く際は、その自治体や観光協会のホームページを調べて、事前情報を得てから出発する方が多いと思いますが、その意味でも外国人にも対応したホームページで、情報を発信することが必要だと思っておりますがいかがでしょうか。

上川支庁のデータによると、昨年1年間の旧士別市における観光入り込み客数は26万6,000人、同規模で観光地として認知されている富良野市では年間207万1,000人の観光客が訪れてお

ります。実に土別の7倍を超える人数となっています。

確かに、富良野市はテレビドラマで紹介されたり、ラベンダーなど多くの観光客が存在するため、単純に比較はできないかもしれませんが、土別にもサフォークや川西の丘など、自慢できる自然や資源がたくさんあると思います。また、旭川動物園では年間200万人の観光客が入場しており、その200万人というお客さんを1人でも多くの方に土別まで足を運んでいただく工夫も必要だと思います。そのためには、インターネットを利用する方法があると思っています。

その1つがインターネット上の住民である、いわゆるウェブ住民、ウェブ市民、仮想市民を募集し、そのウェブ市民に対して季節の情報やイベント情報など、それらの情報をメールマガジンなどによって配信することで、より多くの方々に土別を知ってもらうことができ、1人でも多くの方に土別を訪れていただけるものと思っています。多くの方たちに土別を訪れてもらうためにはこんな努力も必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

土別は、サフォークと自然があふれたまちです。そのことに市民一人一人が自信と確信を持って観光客をお迎えすることができれば、土別も立派な観光地になることができると確信しております。そのためにも、情報社会の到来におけるインターネットを駆使した情報の発信が不可欠であることを申し上げ、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 北口議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から市役所の組織機構について御答弁を申し上げまして、インターネットを駆使した観光PRについては経済部長の方から答弁を申し上げることにいたします。

まず初めに、平成8年から導入したスタッフ制を初めとする組織改革にかかわって、何点かお尋ねがありました。当時の行政を取り巻く社会的情勢は国の地方分権改革のうねりに端を発して、来るべき分権型社会の担い手として地方自治体にはその行政運営のあり方について自主性や主体性といった自己変革の必要性が強く求められておりました。こうしたことから、地方自治体を取り巻く社会的環境の変化と分権型社会の到来に即応すべく、主体的な行政体制の確立が急がれる中で、簡素で効率的な行政運営を展開するために、平成8年に新たな行財政改革大綱を策定し、この大綱に沿ってスタッフ制の導入を含めた組織の改革に着手したものであります。

この組織改革は、職員の意識改革による組織の一層の活性化を目指したものであり、単なる組織機構の改革にとどまらない時代的要請にあったことは今さら申し上げるまでもありません。この制度導入以来、はや10年を経過しましたが、導入当初からの推移を見ますと、いわゆる職場長である課長職の権限と課内における管理の役割が拡大したことが上げられようかと思えます。また、この制度化によって、所期の目的でもありません効率的な業務の推進に当たって、課が一体となった実施体制が可能となったこと、更には年間の業務目標を掲げることによって、その目標達成に向けて担当課が一丸となって取り組むといった姿勢が定着したのもとお

ります。

更に、今日の多様化、高度化する市民ニーズに適切に対応していこうとする個々の職員意識の醸成につながっているものと評価しているところでもあります。しかしながら、職場内における職員間の意思疎通の向上を図るためにも、定期的な職場会議の開催を踏まえて、課題解決に向けた話し合いなど、積極的な取り組みを求めているところでありますが、必ずしも十分でないとの声も散見されることから、円滑な業務の遂行のためにも、全庁的にこの制度導入の意義を再点検をして、適切な措置を講ずるように一層促してまいりたいと考えております。

次に、合併後の新市の組織のあり方についてお尋ねがございました。

事務組織機構のあり方については、合併協において協議の結果、旧朝日町にあっては行政執行機関としての総合支所方式が決定され、一方では地域自治組織として特別地方公共団体でもあります朝日特例区が設置されたのであります。こうした背景には、合併後の当分の間、旧自治体の区域を基礎として、主体的にこれまでの事務処理をゆだねることで、合併の一体性の確立に資することができるとの判断が協議検討の大きな要因であったわけでもあります。総合支所には従前の事務事業の再編を図る中で、新たな4課体制として旧教育委員会の体制は2課制となったのであります。

旧土別市の組織機構の取り扱いにつきましては、旧朝日町で取り組んでいた事務の再編に当たり、現行の組織体制での本庁機能を総合的に活用し、どのように事務を補完していくべきかが最大の懸案として浮上しましたことから、新たな組織機構の再編によって住民生活に急激な混乱を招く事態は避けるべきであるとの判断から現行体制の維持を基本に、現新市の組織機構体制といたしたところであります。

そこで、合併1周年を迎えた今日、改めて組織のあり方について議論する必要があるのではとの御意見であります。

昨年9月の合併後からこの間、旧市・町民にとって、住民生活などに大きな混乱を招くこともなく、スムーズに諸手続や行政サービスなどが展開されておりますことは私にとって何よりも安堵し、大変うれしく感じているところであります。もう1年がたったというよりは、まだ1年しかたっていないというのが率直な感想でありまして、当分の間は新市のまちづくりに向けた一体感の醸成に相努めることが緊要であると考えております。

そこで、お尋ねのありました抜本的な組織機構の見直しにつきましては、今日地方自治を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、行政運営に対する住民の信頼を高め、自治体経営の健全化を図ることは喫緊のこれは課題ともなっておりますだけに、先般策定をいたしました新市の行財政改革大綱及び実施計画に沿って効果的、効率的な行財政の運営の構築を図るため、市民の方々がわかりやすく、利用しやすい組織体制の確立と、迅速で機能的な組織機構の整備に向けて鋭意検討をしまいる考えであります。

次に、主幹職の配置の限定や次長職の廃止についてお尋ねがございました。

まず主幹職につきましては、その基本職能は課の特定事務、または専門的な事務を処理する

としており、そこで専門的業務に限定すべきとの御意見であります。特定事務や専門的業務を処理する職は参事及び技監としておりますことから、主幹職にありましては所管事務の従事と職員の指揮監督をすることが課せられた職能であり、現行のスタッフ制におきましては中軸となる主査職の意思の疎通の主体的な職責としてその役割を期待しており、この主幹職の基本職能について今のところ見直す考えは持っておりません。

また、次長職の廃止についてであります。次長職の基本職能として部長を補佐し、部の経営に参画するとともに、市の政策形成を図ることとしております。このことは平成8年に導入した組織改革の一環として位置づけした、政策会議の構成員としての重要な役割を担うものであり、今日まで多くの行政課題にかかわり、その実現方策との方向性を示しながらその時々の課題に取り組んできたところであります。

また、昨今の行政を取り巻く環境の変化は、同時に市民ニーズの拡大につながり、従前にも増して業務が複雑多様化し、より専門性が職員に求められる時代へと大きく変化をしている実態がございます。このような環境のもとで、私と連帯して補佐役をする部長職の守備範囲はこれまで以上に拡大しており、この部長職を補佐する次長職は部の経営の中核としての職責があり、行政組織上欠かすことのできな職能でありますことから、この職の廃止については考えておりません。また、お話にありました課長との兼務につきましても、人事機構上の観点から現行の体制で引き続き対応してまいりたいと考えております。

次に、組織の活性化の観点から管理職の異動希望制度の導入と部長職等を含めた定期的な異動の実施についてはどうかというお尋ねでありました。

人事管理に当たっては、従前から職員一人一人の能力、実績を公正かつ客観的に評価をして配置や処遇に反映しているところであります。加えて職場の活性化や職員の勤務意欲の助長と促進を図ることを念頭に、主査職以下の職員を対象として異動希望調書の任意提出を求め、職員の人事管理に的確に反映できるよう努めてきたところでもあります。

申し上げるまでもなく、今日の地方を取り巻く厳しい環境は少子・高齢社会の到来とともに、地方財政が逼迫し、国や道からの権限移譲がますます拡大するなど、地方自治体が行う事務量は総じて増加傾向にあるとともに、複雑化しておりますことは議員も御承知のとおりであります。こうした事情を取り巻く環境のもとで、その業務に携わる職員を一律的かつ年功的処遇の中で、異動だけで対処できる余地はもはや広くないと言わざるを得ません。

そこで、お尋ねのありました管理職を対象とした異動希望制度の導入につきましては、後任を希望する職員の意思を尊重する制度として、今後検討することとしており、定期的な異動にありましては組織として最大の効果を上げるため、職員個々の適正を把握し、適材適所の配置に努める必要がありますことから、採用後間もない職員にあっては多様な分野の業務を経験させるなど、一定期間ごとの職場の配置転換を計画的に実施することにより、職場の活性化と職員のやる気の高揚に資するよう取り組んでまいります。

また、行政事務の中核を担っている中堅職員にありましては、住民と直接対応する立場にあ

り、特に業務に精通した専門性をもって所管の業務に当たっている場合が多くありますことから、こうした職員が異動することによって、住民サービスの低下を招くおそれもありますので、総合的な見地に立った人事管理に努めてまいりたいと思います。

一方、幹部職員にあっては、定期的な異動の対象とする職能であるとは認識しておりません。そもそもそうした制度になじむ職能ではないと判断をいたすことから、大局的な見地に立った適材適所の人事管理を行うことが必要であり、こうした職員の定期異動を制度化する考えはございません。

このようなことから、現下の厳しい行政環境において自主的、自立的な行政運営を推進していくことが求められている中において、個々の職員がより専門性を高め、より広い視野と市民感覚を持って、その持てる能力を最大限に発揮できますように長期的な視点に立った職員の能力開発を総合的、かつ計画的に推進することを目的に、先般新市における職員人材育成基本方針を策定したところであり、今後の人事管理や職場の環境づくりを含めた人材の育成に鋭意取り組んでまいる所存であります。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君）佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私からインターネットを駆使した観光PRについてお答えいたします。

本市の観光振興につきましては、手つかずの雄大な自然と羊と雲の丘などの施設整備に加え、これらの魅力を広く国内に情報発信し、その振興を図ってまいりました。特に観光の情報発信につきましては、観光パンフ・マップ等を市内外の観光施設や公共施設、更には道内の各空港や大手旅行会社などに常備し、四季を通して開催される各種イベント、催し物、更に地域特産品などの紹介については、新聞、テレビ、観光情報誌など、多様な宣伝媒体をフルに活用し、本市の魅力発信に努めているところであります。

また、近年の世界的なインターネットの普及に伴い、常にリアルタイムな情報提供が求められており、このニーズに迅速に即応し、行政全般にわたる情報提供を図るべく平成11年にホームページを開設し、観光のホームページも一体的に整備をいたしたところであります。

そこで、市外の方に発信する情報について、ホームページの企画や作成の専門業者への依頼についてであります。ホームページの作成につきましては庁内にインターネットホームページ作成委員会を設置し、各担当者が各研修等を通じ、作成技術の習得を行い、手づくりにより作成し、情報更新などの管理についても対応いたしているところであります。特に観光情報については、合併後の約1年間で延べ4万5,000件のアクセスがあるなど、この活用が図られているところであります。

そこで、ホームページの作成を専門業者に依頼した場合であります。確かに専門業者は企画力、技術力、デザイン性などに優れておりますが、一方作成後の情報更新などは本市の操作システム等の違いからこの対応が困難であり、また取り組み効果、作成費用のコスト高などの

問題もあるわけでありまして、したがって、議員お話のように、ホームページでの情報発信により多くの観光客等の方々に、本市を訪れていただくことは地域活性化の上からも重要なことですので、まずは現体制の中で作成することになるわけでありまして、今後観光情報量の拡大とともに、十分創意工夫を凝らしながら、市外の方々にとって魅力的でわかりやすいホームページの作成に努めてまいりたいと存じます。

また、外国語にも対応したホームページによる観光宣伝についてであります。北海道はさわやかな夏と広大な雪景色などの自然や気候風土などが国内はもとより、海外からも人気を集め、特に旭川空港においては、韓国からの定期便が就航するなど、外国からの観光客が身近に訪れる状況にありますし、本市におきましても昨年冬期間を中心に、台湾、香港、韓国などの観光客が羊と雲の丘へ訪れている状況となっております。このため、観光パンフにつきましては、英語表記をするとともに、羊飼いの家やめん羊館においては、中国語等で歓迎案内看板を設置し、おもてなしとサービスの充実強化に努めているところであります。

また、道北22市町村で構成している上川地方観光連盟においても、海外ツアー客の方々に快適な旅行を楽しんでもらえるよう英語、中国語、韓国語を併記した広域観光パンフの作成が今年度計画されているところでもあります。そこでホームページに外国語を表記しての観光案内についてであります。今後本市の観光を飛躍的に伸ばしていくためには、国内外の観光客がリピーターとなるような宣伝活動の取り組みが極めて肝要なことと考えておりますが、ただこのシステムの整備に当たりましては、翻訳や外国語ソフトの導入、更には情報更新の管理などの課題も多いわけでありまして、したがって、外国人観光客に対するホームページや観光案内板、冊子、パンフレット等の観光案内情報整備につきましては、観光協会とも十分協議するとともに、この取り組みや広域におけます整備がより効果的でありますことから、今後上川地方観光連盟、道北観光連盟におきましても、共通の課題として取り組めるよう対応いたしてまいりたいと存じます。

次に、ウェブ市民を登録し、メールマガジンなどの発信についてであります。

本市では、全国ニット大賞などの各種イベントや、合宿、自動車試験関係、更には友好都市三好町などとのかわりを通じて、国内のさまざまな分野の方々との交流は広がりを見せてきております。

また、団塊の世代の方々が間もなく退職期を迎える中で、本市におきましてもこの方々の移住促進を図るべく、ホームページでの情報提供を行っているところでありますし、今後特にこうした方々への観光や町の特徴など、詳細で広範な情報の提供が多くの方々の来訪を促すことにもなるわけでありまして。

そこで、お話のメールマガジンはだれもがメールアドレスを登録することによって、電子メールを通じてさまざまな情報が定期的に提供されるシステムとして、近年広く活用がなされているものであり、まさに、ただいま申し上げました取り組みを進めるためには、効果的な情報発信手段であると考えますが、この導入に当たっては、登録者に対して随時発信できるイベン

トや観光情報などの情報量がどの程度となるのか、更には作成の体制づくりなどの問題もありますので、今後十分調査研究し、まずはホームページの更なる充実を図る中で情報発信に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 11番 遠山昭二議員。

11番（遠山昭二君）（登壇） 平成18年第3回定例会に当たり、さきの通告に従い一般質問をいたします。

先ほど北口議員のスタッフ制について質問が重複する点がありますが、私は別な観点から質問いたしますので、よろしくお願いたします。

まずは地方分権と市町村合併に伴う新たな土別市の方向について。合併1年を経過する中で、田苅子市長の言葉として幾つかこれまでお聞きしましたが、勇気、決断、実行の固い意識の中で、行政運営に当たられていることに改めて敬意を表します。

さて、最初の質問であります。

土別市は効率的な行政運営を進めるために、鳴り物入り、平成8年4月に、これまでの係制をやめスタッフ制を導入しましたが、職員の意識に変化が生まれたのでしょうか。確かに所属課内に連携ができましたが、担当者が不在のときに処理のできない部署も見受けられます。スタッフ制が順調に機能しているのかお伺いいたします。

次に、職員の定数であります。市は行財政改革を円滑に推進するために、行革大綱とともに実施計画を制定されました。これにあわせて、定員適正化計画も示されたところですが、これまでの市の事務処理に対し、コンピューターが推進されておりますが、このことにより職員はどの程度減少したのでしょうか。

国は、今年4月に示した骨太方針2006年において、地方公務員の定員を国と同様に、5.7%以上の削減を実施するように求めております。市の適正化の現状を改めてお伺いするとともに、人口規模に見合った職員数はどの程度妥当なのでしょうか。

また、昨年9月の合併により、本所、総合支所など、新たな組織体制のもと、行政運営に当たっておりますが、今後においても大変厳しい財政状況が見込まれる折、思い切った組織構造の見直しについても視野に入れなければならないと思っておりますが、お考えをお示してください。

質問の第2点に移ります。

教育委員会は教育行政を処理する合議制の機関であり、教育委員会はおおむね公立の小・中・高等学校、その他の教育の機関を管理し、学校の編制、教育課程、教材、教職員に関する事務を取り扱うとともに、社会、教育、学術、文化などに関する事務を管理し、施行する機関であることと承知しております。

ここで問題なのは、教育委員会は旧北電営業所に移転しましたが、機能が文化センター、総合体育館、更に生涯学習センターに分散しておりますが、この現状をどうとらえているか、事務事業の施行に障害がないのかお考えをお聞きしたい。

これでは教育委員会は管理体制だけが強化され、報告事務処理だけが強化された教育目標が何であるか見えません。今さまざまな課題を抱え、これからの社会発展のために、子供たちに確かな学力、豊かな心、健やかな体など、まことの生きる力を地域の子供たちの実態に即し、創意工夫をし、しっかりと身につけていく教育が求められておりますが、教育委員会は毎年開催されるハーフマラソン大会ばかりが注目されていますが、どのような取り組みを現在されているのか。そのために文部科学省の実践指定を受けるとか、教育水準向上のため指導者としての教員を迎えるとか、各学校の特色ある教育実践に財政的支援の輪を拡大するとか、すべきことは山積みしていると思うが、考えをお尋ねいたします。

また、不登校の児童・生徒のため、どのような対策をされているのか。その実態はどうなっているのか、あわせてお伺いいたしたいと存じます。

次に、市の運営に大きな影響を与えたいと思います市税を初めとする自主財源の収納状況についてお尋ねいたします。あわせて国民保険税及び固定資産税の滞納繰越分の現状についてもお知らせください。

また、これらの未納者についてどのように対応してきたのか、その結果どの程度の成果が上がったのかをお尋ねいたします。

更に、景気回復が進まない土別においては、ここ数年企業倒産により多額の滞納額が生じている納税者が増加しておりますが、これらの滞納者に対する取り組みはどのように進められているのかお伺いいたします。

市税の収納率を上げるために、納税に対する意識の高揚は最も重要だと考えますが、その方策を、御所見をお伺いいたします。

次に取り上げたいのは、土別九十九大学についての意向をお聞きしたいので申し上げたい。平成15年度において市の中央公民館は文部科学大臣賞を受けましたが、その中に高齢者大学九十九大学などの学習意欲を呼ぶ内容が高く評価されたとお聞きいたします。朝日町と土別市の合併に伴い、これら的高齢者大学について見直され、従来の大学2年と大学院2年の課程が、1年から4年までの学年制度に変更になりましたが、今回改めて市長の意向をお聞きしたいのは大学院制度についてであります。九十九大学の卒業生が、更に2年制の大学院設置の希望があるときは、その内容について検討する意向があるかどうかという点であります。少子化対策である児童福祉関係で、土別市のピュアランドはぐくみ、つどいの広場きらなど、一定の評価がされているところでありますが、一方において高齢者の学びたいとする学習意欲について、これを推進することが大切であると考えます。北海道の第2次生涯学習推進構造として、学・拓く・北の大地を主題に、生涯にわたり人生を豊かに楽しく生きるために、社会的な背景がそれを求めているとあります。土別市の大学院構想について、場所と費用と担当者がまとまれば、平成19年度4月、開校に向けて準備もよいのではないかと、それらの方法について市長の意向をお尋ねいたします。

以上、4項目について質問いたしました。前向きな御答弁をお願いし、私の一般質問を終了

します。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から行政改革と組織の見直しに関する答弁を申し上げますが、自主財源の収納状況につきましては市民部長から、教育委員会活動及び九十九大学の運営につきましては総長である私に向けて質問が向けられましたけれども、教育委員会の考え方も尊重したいので、事前に私と打ち合わせをしておりますから、教育委員会の方から答弁をしていただくことにいたしますので、あしからず御了承いただきたいと思います。

このスタッフ制の問題については、ねらいとするところは、効率的な行政を行って、事務事業を進めるために細分化した行政機構ではなくて、組織の肥大化を防ぐことにありまして、係を廃止して、これにより単位組織を課とすることで、職場長である課長の指揮監督のもとに、職員の担当事務を定め、機動的な課の体制を築くことにありました。

そこでこれらをより効果的に推進、定着させるためには、職員個々の士気向上を目指して、職員参加の目標の設定による行政運営という新しい制度として、職場長が力を発揮できる条件整備をあわせて行ってきたところでありまして、こうしたことにつきましては、さきの北口議員にもお答えをしたとおりであります。

また、このスタッフ制が順調に機能しているのかとのお尋ねであります。北口議員にもお答えしたとおり、まず課全体の職務を広い視野でとらえる機会が多くなってきておりまして、職員の知識や能力の向上、あるいは課長とスタッフの日常的な協議などを通じて、企画力や調整力などのマネジメント能力養成の実践となっていることなどが上げられます。特に、最小の組織単位として係といった垣根があったわけではありますが、これを取っ払って事務の繁閑に適切に対応できる機動態勢が構築され、課全体で課題解決に取り組む態勢がしかれたことは、一定の成果であったと思っております。

しかし、それぞれの職場の業務によっては、各スタッフが課の多くの業務に対応できるよう努めておりますが、その業務が多種多様であり、例えば年金相談や各種の医療給付など、市民の受益にかかわる業務や毎年制度改正が行われる業務などもあり、市民の方がどの程度の内容を望んでいるのかによりますが、専門的な内容のものにつきましては議員のお話にもありましたように、担当者が不在の場合に他のスタッフではその対応が困難な場合も生じております。

今後におきましても、このようなことからスタッフ制導入だけでは限界もありますが、可能な限りこうしたことに対応ができるように、職場会議等を通じて適切な措置を促してまいりたいと思っております。

次に、職員数についての質問でありました。業務の電算化については税務課、市民課などにおいて以前から導入してはありますが、全庁的には平成14年度において庁内LANを導入するなど、その環境の整備に取り組んできたところでありますが、インターネットやコンピューター導入により各種情報の検索、取得、共有、情報交換等が速やかに行えるようになりましたこ

とから、従前にも増して業務の効率化が図られたものと考えております。

そこで、これらによる職員数への影響についてであります。今日的な処理される事務につきましては、以前より複雑、多様化、そして細分化が進んで、コンピューター導入がなされなかったとしたら、現在の事務職員数による対応は極めて困難な状況にあったものと受けとめております。

このコンピューター導入によって、職員の増加を抑制しつつ、迅速かつ正確な事務処理対応に大きく役立っているものと考えております。更に、これらに加えて業務の民間委託、及び組織機構の見直し、推進などに相まって、職員の削減に大きく結びついたものと考えております。

次に、定員適正化の現状についてお尋ねであります。議員も御承知のとおり、いわゆる団塊の世代の定年退職者が多数見込まれますことから、退職者の補充も含め、新市における早急な定員適正化計画の策定を要したところであります。そこで平成23年4月1日までの5カ年間で職員数の縮減率を5.7%、その削減数を23人とし、合併時の昨年9月1日の職員数から見ますと43人、10.1%減の384人といたそうとするものであります。

また、職員数と人口規模の関係についてであります。人口規模に対する適正な職員数につきましては、各自治体の行政内容や個々が所有する施設管理のあり方などにより異なるものであり、どの程度の職員数が妥当かは一概には言えないところであります。1つの目安として自治体を人口と産業構造により分類する類似団体や総務省が毎年行う定員管理調査に基づく定員モデル、更には近隣自治体との状況などを考慮するとともに、国から示された定員策削減目標などを踏まえつつ、本市の現状に沿った適正な定員配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、組織機構の見直しについてであります。昨年9月の合併により本庁・総合支所方式など、新たな組織体制のもとで、行政運営に当たっておりますが、社会情勢が常に変化する昨今にあっては、市民ニーズも多様化、増大化してきております。このため、今後の組織機構づくりに当たっては現行体制にとらわれず、今後とも大変厳しい財政状況が続くことを考慮しつつ、市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織体制の確立と市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる体制づくりを常に念頭に入れながら、変えるべきものは変えるような方法で、さきに北口議員にもお答えをいたしておりますとおり、対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時53分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 午前中の市長の答弁に引き続きまして、遠山議員の市税の収納状況にかかわる御質問につきまして御答弁申し上げます。

平成17年度における市民税、固定資産税及び国民健康保険税の収納状況ですが、まず市民税については、個人・法人合わせまして、現年度分7億9,313万6,000円の調定額に対し、7億8,602万円の収納で、その収納率は99.1%となっております。固定資産税については、都市計画税を合わせて11億5,401万1,000円の調定額に対し、11億2,809万1,000円の収納で、その収納率は97.75%となっております。国民健康保険税については、7億2,038万円の調定額に対し、6億8,230万円で、その収納率は94.71%となっております。

次に、固定資産税の滞納繰越分については、都市計画税を含め744件の1億465万9,000円の調定額に対し、312万9,000円の収納額となっており、その収納率は2.99%であります。その主な要因は、景気低迷の影響を受けた経営不振、及び企業倒産による5件の滞納額7,529万3,000円の整理が進まないことによるもので、この5件が占める滞納額は滞納繰越分の75%を占めております。

国民健康保険税の滞納繰越分については、1,938件の1億6,364万1,000円の調定額に対し、収納額は890万9,000円で、収納率は5.4%となっております。その主な要因は、景気低迷による所得の減少、及び会社倒産や業務縮小による失業者の増加によるものであります。個人の滞納者に対しましては、文書及び電話催告を初め、戸別訪問、夜間徴収などを行い、面談による自主納付の働きかけや納税相談を基本にしながら、分割納付等に対応しております。これらの取り組みによる平成17年度の実績は、働きかけにより自主納付されたものは297件で880万円、訪問徴収は約3,200件の5,500万円となっております。

また、担税力がありながら納税に誠意の見られない滞納者に対しましては、職場訪問、預金調査を実施し、差し押さえ等の滞納処分を行っているところであります。なお、平成17年度における滞納処分は差し押さえを含め24件であります。

次に、倒産等による多額滞納者への対応であります。企業倒産の場合は第1抵当権者が当事者となり、担保不動産の競売事件となる場合が多く、市の対応といたしましては、市税債権確保のため、裁判所に交付要求を行い、その後裁判所において不動産競売事件として競売に付され、事件が終了した場合は債権額により配当を受けることとなります。

また、不落札により事件終了となった場合の債権は、民間の債権回収機構へ移行され、任意売買となるケースがほとんどであります。このような場合は、任意売買による債権確保のため、交付要求から不動産の差し押さえに切りかえ、債権回収機構とも協議を進めながら市税債権の確保に努めているところであります。

一方、自己破産申請による事件となった場合は、新破産法に基づき破産財団及び裁判所に対し交付要求を行い、双方の財産処分による配当を受けることとなります。この場合においても、

所有財産が換価に至らない場合については、担保権者もしくは債権回収機構へ債権が移行するため、任意売買による債権確保のため、差し押さえを行っております。

これらの結果、平成18年において一部資産の売却による案分弁済がなされ、市税債権818万円を回収したところであります。今後においても担保権者などの関係機関と協議を進めながら、市税債権の確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、納税意識の高揚のための啓蒙・啓発についてであります。議員のお話のとおり、市民の自主納税へ向けた取り組みが重要であると存じます。市といたしましては、納税推進月間の取り組みを12月、3月、5月に実施し、市三役を先頭に、関係団体役員にも御協力いただいたの街頭啓発活動や企業訪問、地元新聞、広報紙を活用して、振替納税の推進を初め、納期内納税に向けた取り組みを進めているところであります。

更に、本年3月、47年にわたり市税完納のための活動を行っていただきました土別市納税貯蓄組合連合会が解散し、より多くの市民の皆さんに納税に対する御理解をいただくために、納税推進活動の母体を土別市自治会連合会へ移行し、全70自治会に92名の納税推進委員が配置されました。納税推進委員には自治会の皆さんに対する啓発活動と世話役活動をお願いすることといたしており、税について理解を深めていただくため、8月29日には第1回研修会を開催いたしましたところであります。今後も年2回の研修会を開催し、税に対する理解と啓発活動を進めてまいりたいと存じます。あわせて、市広報や自治連だよりなどを活用した啓発活動や土別市青色申告会、土別市農民連盟などの御協力をいただきながら、確定申告時などあらゆる機会を活用して、納税を働きかけていきたいと存じております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 遠山議員の教育委員会にかかわる御質問に、私からお答え申し上げます。

最初に、教育委員会の機能が分散しており、事務事業に支障がないかとのお尋ねでございますが、平成14年11月に教育委員会事務局が現在の場所に移転し、その後16年4月に、生涯学習センターいぶきの開館に伴い、その管理運営をかねて、生涯学習課が移転し、また合併により朝日地区にはサンライズホールに地域教育課、文化振興課が配置されているところでございます。

また、旧朝日町も含めた市内には、体育館、トレーニングセンターや公民館、博物館等、多くの社会教育機関が点在しているのが実情であります。それぞれの施設が持つ社会教育機関としての機能や役割があり、現場に必要な人的配置を行い、市民のサービスの向上と利便性を最重点に置きながら、効率的に管理運営に努めてきているところでございます。

教育委員会といたしましては、こうした分散している施設等を多く抱えているだけに、十分な行政機能が発揮でき、しかも事務事業に支障が出ないよう3次長制をしく中で、それぞれの担当分野の明確化と組織体制の強化を図ってまいりました。

更には、教育委員会の連携、連絡体制が大切なことをとらえ、毎週月曜日に事務局内の次課長を集めての打ち合わせや、毎月定例の管理職会議を開催、また必要に応じて管理職を招集する中で、情報交換や事務局、施設間の連携を図り、今後とも事務事業の執行に支障がないよう、また住民ニーズに十分こたえるよう努めてまいる所存でございます。

次に、教育目標と教育委員会活動の取り組み状況についてでございますが、教育目標につきましては、それぞれのまちの教育の目指すべき目標でございまして、教育の根幹となるものがあります。

旧士別市においては、昭和52年に制定された教育目標で、合併時までその趣旨に沿って教育活動の推進を図ってきたところでありますが、合併に伴い新たな教育目標を策定する必要があり、17年12月に旧朝日町も含めた校長会、教頭会、PTA等学校関係者に、社会教育、スポーツ分野から選出された委員で構成する教育目標策定委員会を発足させ、精力的に論議を重ねる中で、18年2月に士別市教育の目指す姿として答申が行われたところであり、今年4月1日を施行日として、市内小・中・高校及び社会教育課へ通知いたし、各学校機関においては、この目指す姿に沿って教育計画に反映されているところでございます。

また、現在学校教育に求められている大きな柱といたしましては、1つは学校の教育力を高める学校経営の推進、2つ目には豊かな心、確かな学力、健やかな体など、バランスよく育てる教育の推進、3つ目には信頼関係のきずなを深める家庭、地域、社会との協働であります。

これらの柱のもと、学校改善を進めるための目標や課題の明確化を図り、学校評価の実施により確実に改善に結びつくよう取り組んでいるほか、各教科や特別活動、総合的な学習の時間における多様な集団活動を通じて、集団における必要な約束やルールを考えさせ、豊かな心を育てる指導、また危機管理につきましても多様な防犯訓練を実施する中で、子供の防犯意識と対応能力を高める指導等、時代に沿った子供の安全を確保する取り組みを地域とともに進めているところでございます。

確かに、ハーフマラソン、オリンピックデーラン、陸上、スキー等のスポーツ合宿等のスポーツイベントなどが注目されがちでございますが、市民、とりわけ子供たちにとってのスポーツ事業といたしましても、平成11年から13年度まで、北海道では最初に文部科学省の指定を受けて取り組んだ総合型スポーツクラブも順調に発展し、各スポーツ少年団を網羅するほか、日ごろスポーツになじみの薄い子供たちを集めて、スポーツの楽しさを教えることを主眼に置いた、何でもスポーツクラブなど、ユニークな取り組みをしております。また、春秋2回開催する陸上のクロスカントリー大会では、春の記録がどれだけ伸びたかを知ることができ、ほとんどの小学校が参加し、実施しているところでございます。

このほか、文部科学省の指定を受け、実施してきた事業といたしましては、平成14年、15年の2カ年において、小・中・高11校で実施した豊かな体験活動推進事業、10年から始まりました心の教室相談員活用調査研究事業では、17年から引き続き市費単費で継続して実施しており、また16年からは子供と親の相談員活用調査研究委託事業、更に本年から2カ年間で問題行動に

対する地域における行動推進連携事業等の事業を実施しており、これらの事業を積極的に取り組むことにより、特に不登校問題につきましては、土別市不登校・いじめ問題等対策連絡会の努力もございまして、小・中学校で15年に21人、16年に22人であった不登校児童・生徒が、今年度は7名までに減少する等の効果も上げているところでございます。

更には、本市の教育水準の向上のために、優秀な人材確保は大切であり、教職員人事に当たってはさまざまな制約がございまして、校長等の意見及び、それぞれの学校の教育活動に必要な教職員の人材確保に努力しているほか、土別市教育研究会及び3年一巡で行っている公開研究授業などにおいて調査研究活動を行い、教員みずからの資質の向上に努めているところでございます。

特に、基礎基本を重視した教育課程の充実が叫ばれている今日において、本市では各学校において基礎学力の向上のため、チャレンジタイム、ぐんぐんタイムと称した朝の自習時間に、朝読書や漢字の書き取りや計算問題に取り組んでいる学校や、放課後学習として習熟度別による復習や自主学習などに取り組むほか、プリント学習による家庭学習を充実させるなど、それぞれ特色のある教育活動を進めているところでございます。

厳しい財政状況を見据えましたとき、限られた教育予算の中ではありますが、教育委員会といたしましては、生涯学習の観点に立ち、あらゆる分野での事業を充実させ、最大の教育効果が発揮できるよう、その努力が必要とされているものと強く認識いたしておりまして、今後とも教育活動の一層の充実に取り組んでまいり所存でございます。

次に、土別市九十九大学における大学院設置についてのお尋ねであります。

九十九大学は昭和45年7月に北海道教育局長からモデル高齢者学級の指定を受け、60歳以上の市民を対象に、本科2年制として開設し、昭和48年に同窓生の要望により本科2年に加え、大学院2年を設けてまいりました。その後、本科、大学院ともに1、2年生が在籍しておりますことから、わかりづらいということもあり、また4年間を通しての継続的学習を行うため、平成17年に大学院を廃止し、4年制に移行したところでございます。

大学の目的は、高齢者の方々に学びを通して生きがいのある人生を過ごしていただくため、学生相互の交流を深めながら、健康や現代社会の状況についての教養を身につけ、高齢者としての豊富な経験を生かし、それぞれの地域社会においてその役割を担っていただくこととしております。

九十九大学の学習としては、一般学習と選択学習を合わせて、年20日間、80時間を計画し、月2回の学習を行っており、選択学習は書道、ペン習字、俳句、コーラス、パソコンの5教科を設けております。また、現在の学生数は1年生が35名、2年生が28名、3年生が33名、4年生が34名の合わせて130名となっており、卒業生は1,315名を数えております。

そこで、お尋ねのありました大学院の設置についてでございますが、本市は「まちづくり生涯学習のまち」をまちづくりの柱の1つとして取り組んでおり、そうした意味で高齢者の方々が向学心に燃え、更なる学習意欲により大学院の設置を希望することは喜ばしいこととあります。

ただ、大学院を新たに設置するとなりますと、参加する人員やどのような目的、目標を持って取り組んでいるのか、そのことによる学習内容はどのようにしていくのか、更には専門的な学習を希望するにしても、講師の確保など多くの課題がございます。

そこで、今後在校生や同窓生の意向を十分確認しながら、大学院制による自主的な運営にするのか、また共同による運営にするのか、更には単位制度を創設できないかなど、運営や仕組みについて教育委員会の内部の社会教育研究班や九十九大学理事会で、十分検討してまいりたいと存じます。

今後、高齢者人口はますます増加してまいりますので、高齢者の方々が健康で、生きがいのある人生を送れるような生涯学習のまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 10番 足利光治議員。

10番（足利光治君）（登壇） 平成18年第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、生活保護受給者の現状についてであります。

国が進める財政改革による地方交付税等さまざまな交付税、補助金の削減は生活保障制度にも影響を及ぼし、今後も生活保障制度の見直しを進める意向を示している中、年金生活者、生活保護受給者は大変に厳しい状況であります。更に介護保険料率の改定、医療費の負担割合の増加等、年金生活者、生活保護受給者は生活していくのも大変な状況だといわれております。生活保障制度を確立するために、国の生活保護に対する補助額は幾らなのか。また市の支出している額は幾らになっているのか。国民年金受給者にはそれぞれの段階がありますが、国民年金低受給者と生活保護受給者との格差はどのような実態になっているのか。高齢化は全国的に進んでいるが、高齢者が安心して土別市に住んでいてよかったといえる町にするために、まず国民年金低受給者のための、市単独による救済をするような施策を検討することができないでしょうか。

次に、土別市におけるバス路線の現状と今後の運行の見通しについてです。

これまで本市における地域生活バス路線の運行のあり方や、市内循環バス路線の再編、並びに通年運行の可能性、更には高齢者無料パスの取り扱いについて。市議会の場で幾度となく論議されてきた経過がありますが、さきの定例会においても福島県の旧小高町で取り組んでいたデマンド交通システムの導入実践例をもとに、本市における対応や導入の可能性について同僚議員を初め、何人かの議員より一般質問があったところであります。

時代は著しい少子・高齢化社会、更には人口減少社会を迎えようとしている中であって、バスの利用者も減少することは明らかであります。地方の財政状況が極めて厳しい中で、公共交通対策にかかわる費用対効果など、検討すべき課題も多いと思われるが、まずは利用者の推移及びバス路線の運行にかかわる行政負担をお示してください。

また、国や道の補助制度の活用実態はどうか。2年前から市街地と川西、南沢地区間で運行

している予約制乗り合いバス丘のランランバスが先月で2年の補助対象期間を終えたが、その後の取り扱いはどのように考えているのか。更にはこの路線で運行してきた小型バスの運行を、市内バスでも運行することは可能かどうか。営業収益の伸びが期待できず、燃料費も高騰する中で、営業費用の軽減が期待できる小型バスへの転換など、バス事業者との話し合いはあったことがあるのでしょうか。

最後に、今後の本市のバス需要を見きわめつつ、地域に見合った運行経路等について検討するとしているが、現時点での見通しをお示しください。

以上で一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 足利議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私からバス路線の実態について御答弁を申し上げますが、生活保護受給者の状況につきましては保健福祉部長の方から答弁を申し上げます。

本市におけるバス路線の現状と今後の運行の見通しに関して、幾つかのお尋ねであります。議員のお話にもありましたとおり、これまで地域生活バス路線の運行や市内循環バスの路線の再編等につきましては、さまざまな議論が今日までなされてまいりました。特に本市は広い行政面積を有し、集落も放射線状に分散するという特性から、運行系統も多くならざるを得ないことによって、運行効率が低く、また乗車人員も減少傾向にあり、そのほとんどが補助対象路線として、運行から生じる欠損額の一部を国・道、そして自治体の補助を受けながら今日まで路線の維持が図られてきたところであります。そこで土別軌道が運行している朝日線を初めとする生活交通路線武徳線などの廃止路線代替バスや市内バスなど、ここ3年の利用者の推移、及び行政の負担額、国や道の補助制度の活用について申し上げますが、生活交通路線を初めとする各路線の総乗車人員は平成15年度が約21万3,000人、16年度で約25万4,000人、17年度では25万6,000人と幾分増加しております。これは16年度から市内バスの内回り線が新設されたことによって、年間約5万人ほど増加しておりますが、その他の路線では現状維持、もしくは減少傾向となっております。

次に、バス運行にかかる委託料と補助金などの行政負担額では、平成15年度で約4,000万円、16年度で約3,300万円、17年度では3,400万円と、ここ2年は15年度を下回っております。これは16年から川西、南沢線が国と道からの特別指定生活路線の指定を受けたことにより、約540万円が交付されたことによるもので、結果的に2年間市の負担軽減が図られたところであります。仮にこの指定を受けなければ、おおむね4,000万円程度の負担となるものであります。

次に、国・道からの補助制度であります。地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保することを目的に、国・道、そして市町村が協調して補助を行うこととされており、17年度の実績で申し上げますと、大和線など準生活交通路線に対し、道から約390万円、川西、南沢線の特別指定路線に、国と道から合わせて約540万円、武徳線など廃止代替路線に道から約250万円、合わせて1,180万円がバス事業者に交付されております。

次に、本市では初めての取り組みであります予約制乗り合いバス、いわゆる丘のランランバスについてであります。先月末で2年間の特別指定生活路線補助が終了したことにより、市街地と川西、南沢地区の運行は当面は単独扱いの路線として、これまで同様の形で運行するものであります。運行形態や運行区域についてはその推移を見守りなら、更に効率的な運行に努めてまいらなければならないものと考えております。

また、お尋ねの市内バス路線への小型バスの導入につきましては、効率的な運行対策の1つとして、バス事業者と対応を協議した経緯がありますが、車両確保の課題、新規車両の導入に伴う資金手当て、更には路線の選択等の問題もありまして、結論には至っていない状況であります。

こうしたことも含め、バス利用者が減少する事態にあつて、本市におけるバス路線を今後どのような形で維持していくべきなのか、一方で、効率的で効果的な財政負担のもとでの運行路線の再編や見直しも必要でありますことから、今日までの議会での論議も踏まえながら関係者などの御意見も伺いつつ、本市に見合った生活交通路線の構築に向けた努力をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から生活保護受給者の状況についてお答えをいたします。

まず、生活保護についてのお尋ねでございますが、生活保護制度につきましては、日本国憲法第25条に「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定され、国民に最低限度の生活を保障することは国の義務とされております。この憲法に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としております。

初めに、生活保護の支給件数と支給額についてであります。平成17年度は9月1日に朝日町との合併があり、朝日町の生活保護世帯18世帯、被保護人員26人の保護事務を北海道から引き継いだところであります。その分を含めまして、平成17年度の実績で申し上げますと、被保護世帯は177世帯で、被保護人員は246人となっており、平成18年7月1日現在では181世帯、250人で、保護率は1.05%となっております。また、平成17年度の支給額につきましては、生活扶助で1億2,534万8,000円、住宅扶助で2,263万9,000円、介護扶助で972万6,000円、医療扶助で2億4,039万6,000円、その他の扶助848万9,000円を含めまして、総額4億659万8,000円となっております。なお、生活保護費に対する国と市の負担割合は国が4分の3、市が4分の1で、国の負担金は3億494万8,000円、市の負担は1億165万円となっております。

次に、国民年金受給者と生活保護の格差についてであります。平成18年度における国民年金の老齢基礎年金につきましては、満額受給で年額79万2,100円となっており、生活保護では70歳以上の高齢者で年額85万7,040円となり、生活保護費との格差は6万4,940円となりました。

また70歳以上の夫婦世帯で見ますと、2人合わせての国民年金受給額は年額158万4,200円であるのに対し、生活保護では126万2,030円で、国民年金受給者の方が32万2,170円多くなっております。なお、5年年金の受給者は年額40万9,600円となっており、生活保護費との格差は38万2,500円となっております。

次に、市単独による国民年金低受給者の救済をするような施策を検討できないかとのことでありますが、確かに生活保護費よりも国民年金の受給額が少ない方もおられます。そういう世帯につきましては、就労時の蓄財や家族からの仕送り、またその他収入、更には家族の資産などにより生活をしている方もいるわけであり、生活保護は生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、また民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助がすべてこの法律による保護に優先して行わなければならないこととなっております。これらの手段を用いても、なお生活に困窮する場合は、最低限の生活を営むための施策について、生活保護の申請をしていただき、生活保護費で支給されることとなります。したがって、生活保護の申請はあくまでも本人に意思によりなされるものであり、市が個人の資産や収入状況を確認することはできませんので、国民年金の低受給者における市単独による救済については難しいものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げて答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 19番 菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君）（登壇） 平成18年第3回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今や北海道においても、有数のスポーツ合宿地として、1年を通じて全国各地から利用されている本市の自然環境のすばらしい中での体育施設であります。合宿の里として今後もまちづくりの上からも1つの産業としての位置づけをしていく必要があると考えております。

私自身も昭和43年から47年の冬期間であります。朝日町の三望台シャンツェを利用した合宿に訪れたのでありますが、長期間にわたる合宿の問題点は、やはり宿泊費の価格が一番でありました。当時の朝日町の宿泊施設は岩尾内ダム建設事務所の建物がダムの完成によって町が譲り受けて利用したのが始まりで、そのほかの施設は民間の旅館が2軒と季節保育所など、宿泊のできる場所のほとんどが合宿に使われたものでした。

現在は、山村研修センターや老人保健センターの公共施設のほか、町内建設会社の社員寮などを使われている状況であります。12月下旬には体育館のロビーなども宿泊の合宿者に利用されているのであります。しかし、その入り込みを超えたときなどは、断っているのが日常的でありますし、選手なども近隣の剣淵、和寒、下川町、風連町、名寄、そして本市に宿泊している状況にあります。

前置きが若干長くなりましたが、新士別市での合宿の里づくりについて質問させていただきます。

最初に、合宿の里づくり構想の中で、1つ目として建設計画の各施設の実現性についてあります。年次計画のとおり整備をしていけるのかどうかであります。財政状況も大変厳しい中であって、優先順位をつけるとしたら、やはり住民の生活に関することなどが急がれるのであります。2万3,000人の町の人口に匹敵する延べ人数が訪れる合宿は、本市の重要な産業になっている上からも、その施設整備は重要な課題でありますので、計画の見通しはあるとは思いますが、確認の意味からも考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

2番目には、誘致活動と申しますか、合宿の宣伝はどのようにされているのかをお伺いするものであります。

新市の計画によりますと、スポーツ合宿の誘致事業として、予算総額が全工期で3,960万円が計画されております。年額にすると約400万円にもなるわけですが、合宿の里推進協議会の事業も含めて、今日までの活動内容と成果についてをお聞かせ願いたい。

旧朝日町時代も施設の問題などから、しばらくの間極端に利用者が激減したことがありました。当時の教育委員会とスキー連盟の役員等で、全国の合宿に訪れた皆様にお願いの行脚をしたことがありました。一度離れると不評ばかりが先行して、なかなか足がこちらに向かないものでした。本市は全国的に合宿地としての知名度が、長い間の関係者の努力によってできているのですが、常に利用者のニーズに的確に、早くこたえていかなければなりません。黙っていても来てくれるなどと油断していると、いつでもほかの地域に行ってしまうのであります。

一つのソフト事業と申しますか、歓迎レセプションも土別では陸上関係者を囲んでやられておるのであります。朝日地区でもこの夏には商工会とスキー連盟や、行政と町を挙げての歓迎会を実施しておりますし、冬には監督、コーチの皆様とそれぞれの府県の地酒を持ち寄っての歓迎レセプションを実施して、来町者の皆さんには大変好評であります。土別市民の皆さんが本当の意味での物心両面でのおもてなしこそが何よりの誘致活動となるのであります。この機会に誘致活動の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、以前から取り組んでおられる待望久しい道立総合スポーツセンターの状況はどうなっているのかをお聞かせいただきたいのであります。

合宿者の利便性と効果を上げるための施設としては、やはり近代的な体育館があればどんなにかよいものかと思う人はたくさんいると思っております。誘致活動も随分、一時的には盛り上がったものですが、最近は話題にすらなっていないのがとても残念でなりません。隣の名寄市は地元の道議会の先生の力が大きいのか知りませんが、着実に道立公園が姿をあらわしてきております。道の厳しい財政状況にもかかわらず、巨費を投じて着々と整備されているのでございます。本市にも北海道関係の施設誘致のために、いま一度積極的な運動を展開し、建設を目指す考え方はないのでしょうか。

地域格差とか言われる今日であります。まさしく土別市に道立の体育館の建設を促進させることが、バランスのとれた道政と言えるのではないのでしょうか。最近の新聞で、日本体育協会は名寄市のジャンプ台を強化の場所として指定して、施設整備とあわせて選手の強化地とす

るようであります。私は声を大にしていま一度言いたいのであります。土別市にも政治の光を、合宿の町土別に総合スポーツセンターの早期実現を訴えていきたいのであります。市長の考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、後ほどの質問と若干関連が出てきますが、市内民間宿泊施設との連携はどのようにとらえているのでしょうか。それぞれ合宿者の好き嫌いもあると思ひますが、公共施設や三セクでの施設のある中で、競合などの問題はないのでしょうか。施設の格差やサービス度などは各事業者が鋭意努力されたからこそ、今日の土別の合宿地としての繁栄があったのだと思ひるのであります。関係者の皆さんにはその御努力に対しまして心から敬意を表する一人であります。

そこで、行政として今日まで民間事業者に対してどのような支援と申しますか、応援をしてきたのでしょうか。そして合宿の里づくりを推進していく上において、市内各施設とのかわりをどうしていかれるのかをお伺ひいたします。

次に、市内にある合宿施設について質問をさせていただきます。

朝日には山村研修センターや老人保健センターなどを合宿場所としているのでありますが、その内容について少し触れてみたいと思ひます。

現在の山村研修センターは、昭和54年に農業者センターとして建築され、その翌年の55年に山村研修センターの建設、そして61年、62年に社会教育研修センター、そして講堂の増築がされており、総額で約3億5,300万円で建設をされております。現在まで大小の補修費4,800万円を合算しますと、その合計額は4億円に達してしております。運営は直営で、職員は管理人1名と嘱託員1名、その他は臨時で対応しており、施設の定員は164名でありまして、部屋数は和・洋室24部屋となっております。利用者数は平成16年度が9,080人で、その収入は3,067万円であります。平成17年度は7,525人の御利用で、2,548万円の収入実績でありました。過去5年間において利用者の最高は平成14年の9,841人となっております。その大半の利用者はスキー合宿でありまして、8月、12月に集中しており、その時期は満員状況になっておるのであります。

次に、土別市サイクリングターミナルは朝日山村研修センターと同じ、昭和54年に1億5,300万円で建築されておりまして、部屋数14室で、その定員は60名の施設であります。16年度の宿泊者数は2,503人で、その収入は764万円、そして17年度は2,522人でありまして、その収入は746万円とほとんど同数の宿泊者であります。利用者は工事関係者から各種スポーツ合宿であります。11月から3月までは自動車タイヤメーカーが少人数ではあるものの、全室を長期間利用されておりますので、繁忙期の12月の合宿利用は不可能な施設であります。この施設は今年度からは市の指定管理者制度によって委託され、運営されておるのであります。

そして最後に、つくも青少年の家であります。昭和43年に教育施設として建築され、平成13年にリニューアルをされておりまして、その部屋数は12室で、定員は82名となっております。直営方式でありまして、正職が2名、臨職が3名で運営されておりまして、平成16年度の実績は宿泊者数3,319人、17年度は宿泊者数2,711名となっております。その収入は671万円

でございました。利用者はスポーツ合宿がほとんどであります、冬期間の利用が極端に少なかったのが特徴の施設であります。

ほかに、市内には翠月、日向温泉や、そして民間の旅館が11軒ございまして、部屋数は268室の694名の収容が可能な施設があります。このたびは先ほどの3施設の問題などをお聞かせいただき、今後の合宿の里、合宿の町としての施設に限っての質問であります。

その1つ目は、合宿に関する受け入れ窓口の一本化はできないかということでございます。前段でも申し上げましたが、旧朝日町の施設などは定員をオーバーするとお断りをしていて、ほかに紹介することもなく、またできなかったのでしょうか、合併した今日は市内の施設を有効に御利用いただくためにも、それぞれの施設に任せるのではなく、行政としてのかかわりが必要だと思いがいかかでしょうか。種々の問題点はあると思いますが、この機会に検討してみることができないのかをお伺いするものでございます。

次に、施設の維持補修計画についてでございます。それぞれの施設も築後相当の年月が経過しております中で、特にサイクリングターミナルの傷みがひどいですし、青少年の家についても、2段ベッドの構造が古く、維持補修の時期が来ていると思うのですが、今後も合宿施設として使うならば最低限の整備が必要だと思えますが、市当局の今日までそれぞれの施設について検査したことがおありなのか、そしてこの機会に今後の取り組みについてをお聞かせいただきたいのであります。

本年度から市内の施設を指定管理制度によって委託契約を実施しているのですが、今申し上げた3施設については、既にサイクリングターミナルが新しい制度の中で民間活力によって厳しいながらも市の補助を受けながら運営をされているのでございますが、山村研修センターや青少年の家を将来的には民間委託する考えはないのでしょうか。市の厳しい財政状況は今後も更に厳しくなることは必須でありますし、職員の減少は避けて通れないことから、検討する必要があると思うのですがいかがでしょうか。

最後に、サイクリングターミナルと青少年の家を1つの施設としてできないものでしょうか。特に利用者の利便性や管理上からもメリットがあると思えますがいかがでしょうか。青少年の家には体育館がありまして、利用者の声からしても、あの施設を渡り廊下などで接続することで機能がアップしますし、強いては利用者の増加にもつながるのではないかと思うのであります。

以上、合宿関係を質問させていただきましたが、ハード事業のみならず、市民みな温かく受け入れする環境も整えていくことが一番に大切なことだと感じております。先ほども申し上げましたが、一度離れると取り戻すには想像もつかないほどの時間がかかることを提言としてこの問題について終わります。

もう一つの質問であります、合併して特に感じたのがスポーツ大会や各種イベントの重複についてでございます。例えば朝日地区で岩尾内湖水祭りは7月の第4週に決まっております。この理由は、国の森と湖の旬間の間に実施することが北海道開発局の後援をいただいているこ

とからも、移動できない状況にありますが、その日に土別ハーフマラソン大会が開催されているのであります。ジャンプ大会やマラソンは全国レベルの大会であることから、市内の事情だけの変更は難しいとは思いますが、このままほってもおけませんし、一番には市民が戸惑っているのでありますから、何とかしないとイベントが死んでしまいます。ほかにもたくさんのイベントが市民や来場者に広く楽しまれており、なかなか厳しいこともあると思いますが、合併して1年が経過した今日でありますから、行政とそれぞれの団体と日程の調整をして、新年度からはそれぞれの行事が重ならないように、至急検討協議してほしいのですがいかがでしょうか。

以上を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えを申し上げますが、合宿の里づくり構想に関する質問のうち、総合スポーツセンターにつきましては私から御答弁を申し上げます、総合スポーツセンターを除く合宿の里づくり構想及び合宿施設並びに市内各種スポーツ大会やイベント等の日程調整につきましては、教育委員会の方から答弁をしていただくことにいたします。

道立総合スポーツセンターの誘致につきましては、生涯にわたる健康増進や体力づくり、あるいは本市を中心とするスポーツ合宿の振興、更には第3次北海道長期総合計画における天塩川流域の重要なプロジェクトである合宿のステージづくりへの取り組みにおいて、その中核となる施設の建設を目指したものでありまして、過疎化や経済不況が続くこの道北地域全体の振興策となる大きな意義を持つものであります。

以下、今日に至る経過等について申し上げますが、そもそも道北には道立の施設という点では旭川市の美術館のみでありまして、なぜ道立の施設がこの道東にばかりに集中をしているのかと、こういった点で私は当時の教育長の時代に、管内選出の道議会議員にもこの点を強く訴えけるとともに、当時の上川支庁長であり、後に北海道副知事を務められました真田氏にも強くこの点を要請し、ここから誘致運動がまずは本格化したわけであります。

誘致に向けては、今申し上げましたように、平成9年に市内の各種団体、市、市議会、商工会議所、体育協会などによって期成会がつくられましたが、道北地域全体にわたる課題ということもあり、平成11年には上川、留萌、宗谷、3支庁管内の全43市町村の参加と、圏域選出の道議会議員には顧問に全員就任をしていただくなど、期成会の充実を図りながら北海道に対して積極的な要望活動を展開したところであります。

北海道としても、平成13年には広域的拠点スポーツ施設整備促進にかかる調査、15年には広域拠点スポーツ施設整備促進の基本方針を策定しながら、広域生涯スポーツ社会実現の重要性を認識するなど、その方向性を示したところであります。

しかしながら、北海道財政をめぐる情勢が大きく変化を遂げる中で、北海道におきましては平成16年に北海道社会資本整備重点化プランを策定し、社会資本の整備についてその優先度を

示したわけでありませんが、まことに残念ながらこの体育施設の整備につきましては優先度が低い事業として位置づけられる結果となりました。このことに伴い、期成会としても、あるいは市としても、道立のスポーツセンターという基本的な考え方を示しながら、北海道と協議を進めてまいりましたが、北海道としての考え方や財政状況、更には北海道社会資本整備重点化プランを考えますと、道北3支庁管内の期成会として要望活動が続けることは難しい状況にあるとの判断から、現在はこの点では差し控えているような状況にあるわけであります。

しかしながら、このような状況にあるとは言いまして、私自身あるいは議長におきましても、道庁に出向いた際には、さらに道の幹部にもお会いしたときなどには、機会あるごとにこの要請を今も続けているわけでありまして、また上川地方総合開発期成会などの要望書や各種要望会におきましても、総合スポーツセンターの建設という項目で関係機関や国会議員、道議会議員に対しましても、継続して要望を続けているところであります。

今次の合併におきましても、スポーツ合宿の里づくりは新市のまちづくりの大きな柱になっており、さらにこの圏域が合宿のステージづくりを重要課題としていくためには、その中核となる拠点施設の整備は必要不可欠な課題でありますことから、決して施設の誘致をあきらめたということではなくて、さまざまな状況を見きわめながら、息の長い運動として展開をしていくことを確認をしているところであり、今後におきましてもこれが実現に向けて努力をしていかなければならないと考えているわけでもあります。

また、名寄市の道立公園のお話がありましたけれども、この道立サンピラパークは昭和63年に策定された北海道緑のマスタープランに基づく広域公園として誘致運動が開始され、平成13年には9番目の道立公園として都市計画決定となり、平成13年度から平成21年度までの9カ年で、約47億円の全体事業費が計画されるなど、相当な期間をかけて実施されている事業であります。

また、さきに申し上げました北海道の社会資本整備重点化プランにつきましては、平成16年に策定されたものでもありまして、平成13年から事業着手になっている名寄市の道立公園につきましては、こうした要因もあって、その対象からは外れたものと思われるのであります。

さらに、名寄市のピヤシリシャンツェがナショナルトレーニングセンターの競技別強化拠点到指定されているというお話もありましたが、本市の陸上競技場におきましても、既に日本オリンピック委員会の強化施設に指定をされておりまして、土別の陸上、そして朝日のジャンプという実績を踏まえ、我が国を代表する合宿の里が形成されているという自負も持っているところでもあり、今後におきましても施設の整備を初め、受け入れ態勢の強化などに努めてまいりて考えてありますが、これまでの要請としては、道立という一貫しての要請でもありまして、目下道の財政状況も御承知のとおり一大ピンチに置かれておりますので、その点も視野に置きながら、慎重を期してこれからも運動を続けるタイミングを図っていきたく、そのように考えております。

以上でございます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 菅原議員の教育委員会に関する御質問にお答えいたします。

最初に、合宿の里づくりについての御質問でございますが、合宿の里づくりは本市まちづくりの柱の1つでございます。特にジャンプを中心とするスキー合宿の地として、長年の実績を誇る旧朝日町との合併によりまして、文字どおり1年間を通じたスポーツ合宿の里として、一層の発展、充実を期しているところでございます。

そこで、合宿の里づくりにかかわって、新市建設計画にかかる合宿関連施設の実現性についてのお尋ねがございました。議員の御意見のとおり、施設整備は合宿の里の核でございますので、土別地区の事業といたしましては、土別市陸上競技場トラック、1・2レーンの改修工事、及び写真判定装置購入につきましては、既に今年度実施しております。総合体育館補修、各種体育施設整備などにつきましては、今後年次計画により、緊急の度を考慮し、関係者等の御意見も聞きながら、順次整備を図ってまいりたいと考えております。

また、朝日地区の事業といたしましては、武道館の水洗化に伴い、改修は平成17年度までに終了しておりますが、山村研修センターでは屋上アスファルト補修など、スキー場ではさく条の交換、圧雪車の更新など、このほかトレーニングセンター床塗装、三望台シャンツェのスロークターのオーバーホール、人工芝の張りかえ等を計画いたしております。

これらの整備には多額の費用も必要となりますので、合宿に支障が出ないよう優先度の高いものから年次計画を立て、整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、合宿誘致活動についての御質問にお答えいたします。

最初に、合宿の里土別推進協議会の事業を含めた今日までの活動内容についてでございますが、合宿の里土別推進協議会では市民主導による合宿招致活動を積極的に推進し、交流人口の拡大に努めることにより、町の活性化と地域スポーツの振興を図ることを目的に、9年6月に設立されました。現在土別商工会議所、朝日商工会など、16団体により構成されております。

協議会の事業といたしましては、実業団、大学の監督、コーチの指導による市民陸上教室の開催、市民との親睦交流会の開催、合宿選手を歓迎する看板の設置、市内移動等に使用する自転車の貸し出し、朝日地区においては朝日商工会が中心となり、合宿選手、スタッフを迎えて、地元スキー関係者との歓迎レセプションなどが主な事業でございます。

また、市のスポーツ合宿推進事業といたしましては、合宿チームとの歓迎会の開催、旭川空港を中心とする送迎バスなどの手配、ホームページによる広報活動、日本陸連、日本実業団連合やJOC等を訪問しての打ち合わせ、更には全日本実業団女子駅伝、ニューイヤー駅伝、箱根大学駅伝などに出向いての招致活動などを行っているところでございます。

また、朝日地区におきましても、行政担当者やスキー関係者が全日本スキー連盟や北海道スキー連盟などが主催する大会に参加し、各チームの関係者と交流する中で、招致に大きな役割を果たしているところでございますので、今後とも現状に甘んじ、油断することのないよう細心の注意をもって努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

次に、今日までの活動の成果でございますが、合宿受け入れをして、長年の努力の積み重ねが大きな信頼となり、今や合宿の土別別の知名度は全国的となっております。こうした実績がドイツ、スイス、ナショナルチームが来年8月に大阪で開催されます世界陸上競技選手権大会の直前合宿地として、土別が内定されたことにもつながっているものと考えております。

また、交流人口の拡大による経済効果はもちろんのことでございますが、スポーツ合宿を通じて、一流選手を身近に見る機会があることによって、子供たちがスポーツに取り組むことになるきっかけになったり、生涯スポーツの普及へのかかわりができたり、あるいは将来的に日本や世界を代表するようなアスリートが土別から育ってくれるなどの期待や希望が持てることなど、成果として考えられるのではないかととらえております。

また、誘致活動についての考え方についてお尋ねがございましたが、議員お話のとおり、市民挙げて物心両面での親身になってのおもてなし、サポートが何よりも大切なことと考えております。かつて学生時代に土別で合宿していた選手が、監督やコーチとしてチームを率いて再び土別を訪れる例がよく見られます。長い歴史の中で培った実業団や大学との深い人脈は、合宿誘致を進める上で大きな財産となっているものと考えております。

次に、市内民間施設との連携と支援体制についてのお尋ねがございました。

まず、市内民間施設との連携についてでございますが、基本的には宿泊受付、料金の設定、サービス内容等は各宿泊施設が独自に決めているのがほとんどでございますが、新規の団体から市へ宿泊施設等の問い合わせがあった場合は、利用者の希望に合った施設についての情報提供や紹介、あっせんを行っております。

なお、宿泊施設が受付を行った場合、できるだけ早い時期に団体名、日程、人数、送迎車両の手配、到着時間等について、各施設から連絡をいただく中で連携を密にし、受け入れ業務に万全を期しているところでございます。

また、民間宿泊施設と公共施設及び第三セクター施設との競合などの問題点はないかとのお話がございましたが、利用団体がそれぞれの目的、予算、日程、これまでの経過などにより宿泊施設を選択しているところであり、先ほど申し上げましたとおり、その情報については市として把握いたしておりますので、例えば市に宿泊施設等のあっせん依頼がありましたら、その情報をもとに希望に合うような宿泊施設を何力所か候補としてあげて紹介し、競合することのないよう努めているところでございます。

次に、民間宿泊施設に対する支援についてでございますが、支援といたしましては先ほどの送迎バスなどの手配、新規合宿団体への情報提供等、そのほか市内移動用の自転車の貸し出しなどを行っております。

次に、合宿施設についての御質問にお答えいたします。

まず、合宿に関する受け入れ窓口の一本化ができないかとのお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたが、土別地区では合宿にかかる宿泊受付は基本的に各施設が行い、必要な事項についてスポーツ課に連絡をいただくことになっております。一方、朝日地区でも

直接施設に申し込みがあったもののほかは、地域教育課が窓口となって受け入れを行っております。土別地区は昭和52年から朝日地区は昭和36年からそれぞれ合宿の受け入れを行っております。長い歴史の中で築かれてきた信頼関係や人脈がありまして、そうしたものが合宿の里づくりの基礎になっていることと考えております。

そうした状況を見たとき、利用者のニーズにこたえたきめ細かな対応を行うためには、利用者側の立場に立って、それぞれの地区に窓口を置くことがより効果的であると考えておりますが、収容能力があるにもかかわらず、宿泊を断るといったようなことがないように土別地区と朝日地区との事務担当者がより一層連携を密にし、宿泊情報を的確に把握する中で、市全体の施設を有効活用し、最大限の合宿受け入れ態勢をとってまいりたいと考えております。

次に、合宿施設の維持補修に関し、つくも青少年の家とサイクリングターミナルについてのお尋ねがございました。

つくも青少年の家につきましては、平成13年に給排水衛生設備の改修、室内、廊下の内装及び屋根の塗装、カーテンや照明器具の取りかえ等の大規模改修工事を行い、リニューアルをしたところでございます。このほか年次的に受電設備の改修を初め、研修室の畳取りかえ、厨房の冷蔵庫の更新など、施設設備改修や備品整備を実施してきたところでございます。しかしながら、御指摘のとおり、つくも青少年の家は築後37年を経過し、かなり老朽化しておりまして、新たな補修や備品の整備が必要になっているところでもありますので、財政状況も踏まえながら計画的に、今後整備を進めてまいりたいと考えております。

サイクリングターミナルにつきましては、羊と雲の丘観光株式会社が指定管理者としてその業務を推進いたしておりますが、建築後相当の年数が経過しており、施設全体が老朽化し、それに伴う水回り関係などの修繕費の増加に加えまして、個室が整備されていないなどのふぐあいが生じております。特に最近では個室希望者が多く、1人部屋、2人部屋、4人部屋などを個室として提供している場合がございます。全体的に客室稼働率は低下している状況となっております。

こうした中で、今日まで第三セクターと企画運営会議におきまして、破損箇所や備品整備の把握に努めるとともに、洗浄器付トイレ、客室テレビ、浴室シャワーなどの整備、備品などについても、年次計画的に整備をいたしたところでございますが、今後におきましても必要に応じて、指定管理者との協議を行いながら整備を行っているところでございます。

次に、施設の民間委託についてお答えいたします。

つくも青少年の家につきましては、まず道内類似施設の現状について申し上げますと、現在市町村立では函館市、恵庭市、稚内市、紋別市、土別市、利尻町、新冠町の5市2町で設置されておりまして、ほかに独立行政法人の国立が2カ所、道立が8カ所、団体運営が2カ所、合計19カ所がございます。

このうち指定管理者制度の導入状況につきましては、深川少年自然の家と札幌市の青少年山の家が18年度から実施され、最近の情報によりますと、19年度の4月から道立の全施設が民間

委託に移行されるということで、新聞報道がなされたばかりでございます。

本市におきましては、サイクリングターミナルなどが本年4月から導入されたところでございますが、つくも青少年の家につきましては、給食部門について平成11年度から食事賄い業務を民間に委託し、現在は羊と雲の丘観光株式会社に委託しているところでございます。

給食以外の管理につきましては、正職員が2名、舎監兼指導員の非常勤職員が2名、清掃業務の非常勤職員1名で対応しておりますが、施設の民間委託につきましては、道内市町村立の類似施設の動向や本市の財政状況、更には有効活用の度合い等を踏まえ、検討してまいらなければならないものと考えております。

次に、山村研修センターにつきましては、現在は特例区事業として直営で運営し、施設管理のための正職員1名と献立、調理関係の嘱託員1名を配置し、調理業務と清掃業務は臨時職員で対応しておりますが、民間委託につきましては、地域における委託先などの課題もありますので、将来的な管理のあり方について、今後とも検討していかなければならないものと考えております。

次に、つくも青少年の家とサイクリングターミナルとを渡り廊下で接続についてでございますが、まずつくも青少年の家はおおむね5名以上の研修を目的とする団体で、宿泊による共同生活を原則とし、さまざまな生活体験、社会体験、自然体験を通じて、たくましく生きていける人づくりの場として設置された青少年の教育施設であります。一方、サイクリングターミナルはサイクリングの普及や青少年の健全育成の目的もございしますが、個人で自由に宿泊でき、研修を必要としない施設でございます。

このように、両施設の設置目的と利用料金につきましても大きな違いがあり、例えば市内の高校生が1泊朝食付で宿泊した場合、つくも青少年の家では1人950円でございますが、サイクリングターミナルでは4,720円となります。更に両施設の間在天塩川堤防沿いに通じる道路がございまして、車や歩行者の利用も多く、渡り廊下で遮断することは交通の面からも問題があるものと思っております。

したがって、設置目的や利用料金の違いや両施設の間に道路があり、1つの施設として渡り廊下で結ぶことは非常に難しいことではございますが、宿泊施設として一体的運営をするということも一つの考え方でございますので、社会教育機関としてのつくも青少年の家が果たしている役割など、将来を見据えながら、投資効果に見合う相乗効果がどの程度見込めるものなのか、今後の課題として検討させていただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、つくも青少年の家とサイクリングターミナルは近接しておりますので、お互いの連携を密にし、体育館や研修室など、施設があいている場合は研修として受け入れるなど、利用者の利便を図ってまいりたいと存じますので御理解をお願いいたします。

次に、各種スポーツ大会やイベント等の日程についての御質問にお答えいたします。

今年の土別ハーフマラソン大会と岩尾内湖水祭りは、ともに7月23日に開催されたところで

ございますが、両イベントとも歴史のある大きな事業であり、開催時期につきましては合併前の早い時期に決定されたものであります。例年、土別ハーフマラソン大会の開催日は日本陸上競技連盟の公認の大会であることから、同連盟を初めとする関係団体の大会日程等を考慮する中で決定しており、一方岩尾内湖水祭りにつきましても森と湖を親しむ旬間に合わせ、開催してきたところでございます。

しかしながら、両イベントとも市を代表する事業でもございまして、両方を楽しみたいという市民からの意見もお聞きしておりますし、またハーフマラソン大会における交通規制が湖水祭りに向かうため、通行に不便をおかけしていることもございますので、開催日の重複は極力避けるべきものと考えております。

両イベントとも開催日の決定には一定の制約があるわけでございますが、今後は両関係団体とも十分協議いたしまして、調整をしてみたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思えます。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時50分散会）